

令和元年12月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 令和元年12月3日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 内藤とし子議員 (1) 2020年度予算編成に当たり、市民要望の具体化を求める  
(2) 高取幼稚園の活用について  
(3) 市営住宅の家賃について  
(4) いきいき広場の名称について
2. 鈴木勝彦議員 (1) 令和2年度予算編成に向けた市政クラブの政策提言について
3. 小嶋克文議員 (1) 高齢者の移動手段の確保について  
(2) 防災対策について
4. 黒川美克議員 (1) 高浜市公共施設あり方計画について  
(2) 人事行政について
5. 今原ゆかり議員 (1) 保健行政について

出席議員

1番	荒川義孝	2番	神谷直子
3番	杉浦康憲	4番	神谷利盛
5番	岡田公作	6番	柴田耕一
7番	長谷川広昌	8番	黒川美克
9番	柳沢英希	10番	杉浦辰夫
11番	北川広人	12番	鈴木勝彦
13番	今原ゆかり	14番	小嶋克文
15番	内藤とし子	16番	倉田利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長 吉岡初浩

副市長	神谷坂敏
教育長	都築公人
企画部長	深谷直弘
総合政策グループリーダー	榊原雅彦
秘書人事グループリーダー	杉浦崇臣
ICT推進グループリーダー	山下浩二
総務部長	内田徹
行政グループリーダー	中川幸紀
行政グループ主幹	久世直子
財務グループリーダー	竹内正夫
財務グループ主幹	清水健
市民部長	中村孝徳
市民窓口グループリーダー	内藤克己
経済環境グループリーダー	板倉宏幸
経済環境グループ主幹	都築達明
税務グループリーダー	亀井勝彦
福祉部長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	加藤直
地域福祉グループ主幹	唐島啓一
介護障がいグループリーダー	野口恒夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
健康推進グループリーダー	磯村和志
健康推進グループ主幹	鈴木美奈子
こども未来部長	木村忠好
こども育成グループリーダー	磯村順司
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	杉浦義人
土木グループリーダー	杉浦睦彦
都市計画グループリーダー	田中秀彦
都市計画グループ主幹	島口靖
防災防犯グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	清水洋己
学校経営グループリーダー	岡島正明

学校経営グループ主幹 鈴木 剛

監査委員事務局長 山本 時雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大岡 英城

主 査 加藤 定

主 査 神谷 直子

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事運営に御協力賜りますようよろしくお願いをいたします。

---

午前10時00分開議

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。  
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（北川広人） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

15番、内藤とし子議員。一つ、2020年度予算編成に当たり、市民要望の具体化を求める。一つ、高取幼稚園の活用について。一つ、市営住宅の家賃について。一つ、いきいき広場の名称について。以上、4問についての質問を許します。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問いたします。

2020年度予算編成に当たり、市民要望の具体化を求めるについて質問いたします。

日本共産党は、10月28日、市民要望の具体化について市長に要望書を提出したところであります。この予算要望書は、市民福祉の充実のために、市民の暮らしと営業を守るために、安全で住

みよく快適なまちづくりのために、人間を大切にする教育・文化・スポーツの充実のために、行政効率を高め、公正で明るい市政実現を目指して、平和な高浜市の実現を目指しての6つの分野にわたり57項目を要望しています。

国民の暮らしに直結する問題での安倍内閣の特徴は、2019年10月に消費税を10%に引き上げ、全世代型の社会保障に改革すると繰り返しています。ところが、打ち出されている政策は、医療費の窓口負担引き上げなど全世代を対象にした社会保障の切り捨てで、国民をだまし討ちにするにもほどがあります。

さらに、首相主催の桜を見る会に、安倍晋三首相と悪徳マルチ商法ジャパンライフの会長が招待されていたのではという疑惑が強まる中、安倍政権の7年間で公文書の隠蔽、改ざん、廃棄が繰り返されてきたことは、日本の民主主義が壊されていくことであり黙認できない。当たり前前の公正な政治を取り戻すため、心ある皆さんと力を合わせて頑張っていく決意ですと共産党の田村智子議員は話しています。

認知症の高齢者が462万人、軽度認知障がいのある人が400万人と推計されているとして、高齢者の3人から4人に1人は認知症か軽度認知障がいだということになります。要介護1、2の在宅サービスの保険給付外しが行われれば、政府が提唱している認知症の早期発見、早期対応に逆行します。保険給付外しは中止すべきです。社会保障財源としての消費税増税は中止し、アベノミクスで大もうけした大企業と富裕層に応分の負担をさせるべきです。

その中において、市においても、既に来年度予算編成に当たり基本方針を持って臨んでいると思いますので、予算編成方針と重点施策についての質問をいたします。

来年度予算編成に当たって、どの分野を重点として編成しているかについて考え方を伺います。2020年度予算編成に当たって、現時点で具体化している重点施策をお答えください。お願いします。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 予算編成の方針ということでございますけれども、重点分野といたしましては、これまでと同じく教育の分野でありますとか、こういった今、災害が多く発生しておりますので防災の分野、こういったところに重点的に特化をして、あと当然ながら保健、医療、福祉、こういったところにも重点的に配分をしていくべく今、予算査定を行っているところでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 来年度予算要望の具体化の質問に入ります。

市民福祉の充実のためにについて、子育て支援について伺います。

ことしもインフルエンザのシーズンがやってきました。65歳以上の高齢者は助成があり、1,000円で接種が可能になっています。しかし、13歳未満の子どもには2回接種することが必要

なインフルエンザワクチンは助成がありません。子育て層の大きな負担になっています。インフルエンザワクチンを1人打つと、3,500円とか4,000円かかります。我が家は3人子供がいるから、子供だけで1万円以上かかります。そこに父母ともなると大変なんです。お年寄りのようにインフルエンザの補助をつけてくれないかしらという声が、若いお母さん方からしきりと聞こえてきます。インフルエンザワクチンの流行をとめるためにも助成制度を求めます。お答え願います。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 予防接種の御質問でございますが、国の定める定期接種では、人から人に伝染することによる感染症の発生や蔓延を防止するためのA類疾病と、重症化するおそれのある感染症の予防や蔓延防止のためのB類疾病が定められていますが、最近では多くの予防接種の定期化が始まりまして、市においても合わせて実施しておるところでございます。また、今後も新たな定期接種が開始されることも考えられますので、これらの定期接種の確実な実施を優先するために、現時点では任意接種の助成は考えておりません。よろしく願いをいたします。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） インフルエンザワクチンの、この流行がことしも早まっているという報道がされていますが、このワクチンの接種、ほかに県内でやっているところをお示してください。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 子供のインフルエンザワクチンの助成につきましては、近隣では安城市が実施をしております。県内では11の市町が実施をしておるところでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） やはり近隣市でもやられているというお話ですが、このインフルエンザワクチンの流行をとめるためにも助成制度をするべきだと考えますが、その点でのお答えをお願いします。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） インフルエンザにつきましては、先ほど議員おっしゃられましたように高齢者の方を対象に、こちらのインフルエンザワクチンにつきましてはB類疾病に位置づけられておりますので、定期接種として市として取り組んでおるところでございます。

ただし、それ以外の世代のインフルエンザワクチンにつきましては、任意接種の位置づけでございますので、私どもといたしましては、定期接種の確実な実施を優先しておりますので、任意接種の助成は考えておりません。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） やはりお年寄りの予防接種も大事だと思いますが、子供さんたちがインフルエンザでことしはどこの保育園、幼稚園、学校で学級閉鎖があったというようなお話が出てきますが、そういうことがあるたびにやっぱり子供さんたちは大変、インフルエンザってかかる

と時間がたって治ったのではなくて、やはり後、非常に体に負担がかかって弱るんですね。そういう面でも、インフルエンザの流行をとめるという意味でも助成制度を求めておきます。

介護や老人福祉について伺います。

障がい者（精神障がい者）の医療費は、全ての疾患を対象とし、現物給付で全額助成することという項目ですが、特に精神障害者で手帳1級、2級をお持ちの方に対する医療費助成拡大については重要な課題と考えているという回答をいただいておりますが、これ県内でも、市でいうと高浜市のみ実施していません。ぜひこの福祉のまちと言われていた高浜市がこんな冷たいことでは困りますので、実施するよう求めますが、この点についてお願いします。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 現在、本市の精神障害者医療事業についてですが、入院・通院とも精神障害者保健福祉手帳1級、2級を対象に精神疾患を助成対象とする県の助成制度を基本として実施しております。そして、県の助成制度に加えまして、市の単独事業といたしまして、通院につきましては自立支援医療受給者で精神疾患を原因とするものにつきまして保険診療の自己負担分を、そして入院につきましては精神病と診断されたものに保険診療の自己負担分の2分の1を助成しているところでございます。

御質問の助成の拡大についてでございますが、精神障害者医療事業を含めた福祉医療制度は、限られた財源の中で持続可能な制度として、まずは現行制度を維持継続させていくことが重要であると考えております。

一方で、特に重い精神障がいを持つ方につきまして、正規での就職が難しい場合が多く、収入が少ない方も多いため、経済的に不安を抱える方も多いためとお聞きしております。

このような状況を踏まえまして、現行の制度を安定的に継続させていくことを第一に考えるとともに、引き続き重要課題として議論を重ねているところでございます。

以上です。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） ぜひこの問題ですが、精神障がいの方たちはいろんな面で非常に厳しい生活を送っておられる方が多いと思います。一刻も早く実施するよう求めておきます。

次に、認知症の人に精神障がい者の保健福祉手帳取得の周知を図ることという問題ですが、認知症の方がどれくらいいるのか把握しているのでしょうか、お答えください。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） お答えさせていただきます。

認知症の方の人数ということでしょうか。認知症の方に対しては、介護保険の認定を取得する際に認知症の方を、認知症の症状があるかどうかというのは判断させていただきますけれども、それ以外の方については、手帳を取得されていない方については判断する要素がございませんの

で、正確な数字は把握しておりません。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） お医者さん、医師に認知症の認定をしてもらう制度とありますか、あるわけですが、この制度、認知症が見込まれる方に、障害者手帳をとる場合ですけれども、愛知県の福祉ガイドブックに記載してありますが、認知症の方の日常チェックをして、この日常チェックというのが認知症と診断されてから6カ月以上経過していることとというのがあるわけですが、この中でバランスのとれた食事を準備して食べられますかとか、洗面、入浴、着がえ、掃除など身の回りをきれいに保ち身だしなみが整えられますか、金銭管理や日常的に不自由なく買い物ができますか、医師の指示どおりの通院や服薬ができますか、家族や知人、御近所の方と適切な意思伝達や日常的な交流、トラブルなく過ごすことはできますか、身の安全保持や事故、火災から自分で判断して身を守ることができますか、社会的な手続や一般の公共施設の手続はできますか、社会の動きや今まで好きだったことへの関心はありますか、文化的社会的活動への参加はできますか、こういう問題について複数該当する場合は市へ申請することを検討すべきで、こういうことを市民に知らせて、困ってみえるというか、方たちにお知らせしていくことが大事ではないかと思いますが、お答えください。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 認知症と診断されまして、一定の精神障がいの状態にあることが認定されますと、精神障害者保健福祉手帳が取得できる場合がございます。また、血管性認知症やレビー小体型認知症など身体症状がある場合は、身体障害者手帳、こちらのほうに該当する場合もあります。

手帳取得に関しましては、認知症の方だけではなく、全ての市民に向けてこれまでどおりいきいき広場の相談窓口や市公式ホームページ等で周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） この認知症の問題も大変、何と申しますか介護保険と絡まって、認知症だけの問題ではなく介護が必要な方という問題で大変把握することも難しいということなんです、ぜひ若年性認知症とかいろんな認知症の方が見えますので、より細かくと申しますか、特に精神障がい者の保健福祉手帳の取得がとれるということもぜひお知らせしていただきたいと思っております。

次に、全ての要介護認定者に障害者控除認定証明書を交付することという問題です。

先日も、この認定書を知らない方に出会いました。高齢者95歳の方を面倒見ておられる方で、介護サービスを利用されていますが、聞いたことはありませんと言われました。サービスは1年前から利用されており、担当は近いうちにまた見えることになっていると言われました。ケアマ

ネジャーに制度があることを要介護認定者や面倒を見ておられる方に話すよう伝えてありますと以前、担当は言われていましたが、要介護認定者はふえています。全ての方にケアマネジャーが話しているかどうか確認をとっておられますか、お答えください。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 全てのケアマネに周知を図っているかという確認をしているかという御質問ですが、特に周知をしているかという確認はしておりませんが、ケアマネには再三この確定申告時期前に、ぜひ障害者控除の発行については周知していただきたいという旨を、申請勧奨を実施しているところでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） ケアマネジャーがそういう面で、何といたしますか、気を使って、ちゃんと要介護者なりにそういうお話をされていけばまだいいんですが、この方のように障害者控除、要するに証明書が出ることも知らなかったという方については、やっぱりまだまだ周知が不徹底だと思うんです。全ての要介護認定者に交付しないと、そしてそれを使って申告していただくよう使い方を書き加えれば、もっとそこから漏れている、申請から漏れている、申告のときに申請することから漏れている方たちも拾えると思うんですが、その点でお答えください。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 全ての要介護者に障害者控除対象認定書を交付することについてでございますが、そもそも、要介護認定と障害認定はその判断基準が異なっております。要介護度のみをもって一律に障害者の何級に相当するかというのを判断し、認定書を発行することは、手帳取得者との公平性を欠くことから現在、発行に際して慎重に取り扱っているところでございます。

一方、障害者控除の発行を知らない市民に対しましては、次の4つの方法について周知を図っております。

1つ目は、過去に申請された方に対し個別に通知、2つ目は、各事業所へチラシを配布し、サービス利用者へ周知、3つ目は、確定申告の時期に合わせまして広報紙・ホームページ等で周知、4つ目は、要介護1以上と認定された方に対し、障害者控除のお知らせを同封しているところでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） そういう4つの方法で周知を図っているというお話ですが、それをいままでずっとやられてきても、こういうふうには認定書、認定の証明書を知らない方にも出会うわけです。ですから、やはり皆さんにそういうのを交付して、それでもってこの交付は、この交付された証明書をどう使ったらいいんだということになって、初めて申請、申告ができるんだと思うんです。その点で、この4つの方法でもし周知ができなければ、そのまま申告も知らずに済ませ

ていくわけですから、その点でのそれこそ不公平というか、そういう面ではどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 先ほどの4つの周知の方法で、要介護1以上と認定された方に対し障害者控除のお知らせを同封しておりますというふうで回答させていただきました。どういった方が見られるかわかりませんが、先ほどの事例にあった知らなかったよという方が要介護度が幾つかわかりませんが、結局こういった要介護度をお持ちで障害者認定控除のお知らせを送っても見られないという可能性がございますので、そこは結局、先生言われるように障害者控除対象認定書を送っても見られないという可能性もございます。

ですので、こちらのほうは4つの方法とプラスアルファ、ケアマネを通じてぜひとも周知勧奨、こちらのほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 何度もこの問題、質問していますが、要するにお知らせをしても見なければそれで済んでしまう。ですから、証明書を交付して、これはどうするんだ、何なんだということになって、申告に必要なんだということがわかってもらえる、そのことが一歩前進だと思うんですが、その問題については引き続き追求していきますので、お願いします。

次に、補聴器購入費用に助成を図ることについて。

先日、東京都江東区に視察研修に行ってきました。加齢によって難聴となり生活に支障をきたしているが、70デシベルの規定以上の聴力があるため身体障がい者とは認定されない中度、軽度の加齢性難聴者への支援が認知症予防との関係でも注目され、補聴器購入助成などに取り組む自治体が広がっています。

ことし3月20日の参議院財政金融委員会で取り上げ、国において国立研究開発法人日本医療研究開発機構による聴覚障がいの補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究事業も始まっています。購入費用を助成、補助している自治体や補聴器を現物支給している自治体もあります。

厚生労働省の介護予防マニュアル改訂版、平成24年3月は、社会活動が不活発であることが認知症の発症リスクを上げる、閉じこもりは認知症の発症のリスクとなっている可能性があるとした上で、閉じこもりの身体的要因の一つに聴力の低下を上げています。

補聴器は、高価なものがある一方、雑音がうるさい、役に立たないと使われなくなることが多く、所有している補聴器に満足している人は2割程度と言われます。専門医は、補聴器を快適に利用するには3カ月程度の調整と脳のリハビリが必要となりますと言われます。

そこで、江東区では、区内の8カ所の耳鼻咽喉科で補聴器を受け取るための健診を実施。毎週1回、区役所で区が支給した補聴器の調整を選定技術者が実施しているとのことで、平成30年に

は400件を超える利用者があったそうです。これは、平成2年に高齢者のための施策として取り組み始めたのがきっかけで実績を積んできたものです。非常に住民に喜ばれている施策だということです。高浜市でもぜひ考えていただきたいと思いますが、お答えをお願いします。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 介護保険制度には、補聴器に対する補助制度はございませんが、障がい者制度では、身体障害者手帳所持者であれば補聴器を補装具として支給することができます。

また、本市では、身体障害者手帳の交付とならない軽度及び中等度の聴覚障害を有する18歳未満の難聴児に対し、言語及び精神の発達、学力の向上、社会性の構築等、難聴児の成長を支援することを目的として、補聴器購入等を補助する制度を平成28年度より実施しているところでございます。

これ以外の補聴器購入への助成につきましては、対象者の範囲や障がいなどの他制度の整合性に鑑み、今のところ考えておりません。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） この江東区では、江東区だけではなくて周りの、要するに周りの区や市などもこの江東区の事例を見ながらふえてきているんですが、この補聴器の場合、加齢によって補聴器が必要になっている。要するに、18歳未満のお子さんについては加齢とはまた別の問題ですから、この加齢によって難聴となっている方たちが高浜でも結構見えると思うんですが、そういう方のためにこの制度をぜひ活用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） いろんな市でやられているというお話ですけども、今のところ高浜市では実施の予定はございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） わかりました。ぜひこういう問題があるということ、またその助成をしている自治体もふえてきているということを考えて、ぜひ高浜でもこういう問題に取り組むようお願いして、求めておきます。

安全で住みよく快適なまちづくりのために。

高浜市の北部地域八幡町の六丁目、名鉄沿いの付近は、雨が10分、15分と降り続くと、住まいはかさ上げをしてあるため難を逃れていますが、駐車場に置いてある車は水についてしまいます、つかってしまいます。何台もオシャカにした方たちは、現在は早めに車を高台に置いてくると言われます。

潮の満ち引きもあると思いますが、市が区画整理をさせて、その挙句、雨につかってしまうなどということがあっていいのでしょうか。ぜひこの方たちの心配を解決するためにも方策をお願い

いをしたいと思いますが、お答えを願います。

○議長（北川広人） 土木グループ。

○土木G（杉浦睦彦） この地区の排水は、議員ご存じのとおり、名古屋碧南線を横断しまして中吉樋門に通ずる排水路に流入しております。この中吉樋門は、衣浦港への排水口であるため潮位の影響が大きく、また排水能力自体も不足しております。そのため、この地区の排水能力を向上させるためには中吉樋門を改修する必要がありますが、改修に当たっては既存の堤防を掘削して工事を進める必要がございます。

今後、愛知県が実施予定の第3次地震対策アクションプランに基づき、この地区の堤防の耐震化工事にあわせて排水口である中吉樋門の改修を検討することとしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） わかりました。

この六丁目の方たちは大変、車も何台かだめにして、やっぱり今でこそ樋門を改修してもらえばというようなことで見通しと申しますかわかってきたわけですが、何でこんな区画整理のところ買ったのに水につかっちゃうんだ、ほかのところはつかからないのに、などと非常に困っておられました。市のほうと話し合いもさせていただきましたが、この地域を一刻も早く改善されるよう求めておきます。

巡回バスいきいき号の運行拡充を求めるについて伺います。

駐車場の問題や運行時間の問題など、巡回バスいきいき号について改善を求める住民の声が寄せられ、何度も質問してきました。そこで、この間、アンケートも市のほうは集められたので、その後どうなったのか質問いたします。

まず、いつアンケートを集めることを決めたのか、市民にどういう方法で集めることを知らせたのか、何カ所で集めたのか、何枚くらいのアンケートが寄せられたのかお示してください。また、集まったアンケートは、どこが多くてどこが少なかったのかお示してください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） いきいき号に関しますアンケートにつきましては、令和元年10月9日からアンケートを開始させていただきまして、11月17日までの間でアンケートを回収させていただいております。

方法といたしましては、いきいき号の車内及び市役所やいきいき広場を初めとする各種公共施設及び商業施設にお願いをいたしまして、計25カ所でアンケートを実施しております。

回収した件数でございますが、271件を回収しておりまして、現在アンケート集計中でございますので、各設置場所での件数は現在手元にはございませんので、トータルの件数271件ということで御承知おきいただきたいと思います。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 最初は10月9日から集められたと言われましたが、10月9日から10月27日までが集める期間だということでした。場所によっては10月14日から集めたということがわかっていますが、そこで担当にそのことをお話をすると、11月17日までアンケートを集める期間を延ばしました。延ばしたことは評価できるのですが、いきいき号を利用している人に対してだけでは声を集めたことにはなりません。現在、利用できずに難儀をしている方たちが多く見えるんです。

さらに、10月27日までという期間、スーパー前にアンケート箱はありましたがアンケート用紙はなく、店の方に聞いたところ、箱を頼まれたただだからと言われたということです。

あわせて、運転手さんにアンケートを集める協力をお願いしたとのことでしたが、碧南市では職員が巡回バスを利用している方たちから直接アンケートを集めておられたそうです。自分で書ける方には自分で、書けない方には職員がかわりに書き込んでおられたそうです。そこまでしてバスを本当に利便性のあるものにするんだという熱意が伝わってくるのではないのでしょうか。先ほど、市民にどういう方法で集めることを知らせたのかという質問もいたしました。あわせてお答えください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） 各施設をお願いする際に、いつから始めていただきたいというお願いをしまして、実際に各施設でいつから始められたかというのは申しわけございません、把握をしておらず、遅かった場所もあるということで御指摘をいただきましたものですから、当初のアンケート期間を延ばさせていただきました。

アンケート用紙がないような場所もあったとのことですが、お願いをさせていただいた際には、アンケート用紙等なくなりましたら御連絡いただければすぐにお持ちしますということをお願いをさせていただいていたものが、御連絡いただけなかったものですからなくなっていたということに気づけなかったという点もありまして、反省をしておる点でございます。

今後、アンケート等を行う際にはそのようなことがないように、今回の事例を今後に生かしまして、よりよいアンケート調査をできるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 碧南市では、職員の方が直接巡回バスの利用者さんからアンケートを集めておられたそうですが、そういう点ではどのように考えてみえるのでしょうか。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） そのような点も含めまして、今後、検討させていただきます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 高浜市は、多くの方に意見を聞いて計画をつくっていくと言われましたが、これではどんな計画ができるのかしらと思わなくてはなりません。

私は、何度もいきいき号の問題を取り上げていますが、今の4つの枠で2台の車で回る運行方法では、時間も範囲も無理があるのではないのでしょうか。以前のように3台の車で運行する方法のほうが自然ではありませんか。

豊田会にのみ車を走らせている刈谷行きのバスは市内に回して、豊田会から豊田会の分院、高浜豊田病院です、行きを出させてはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） 以前には60分を1周としまして運行していたものを、1回の運行が長いということで30分にしているという経緯は以前もお話ししたところがございますが、4つの枠を今2台で運行しておりまして、それを3台にするということだと、また運行に支障が生じる可能性がございます。

今回、車を増車するという予定はございませんけれども、刈谷のコースにつきましては、現在、刈谷豊田総合病院本院の停留所といいますのが、刈谷市交通連絡バス、東浦町の運行のジョイントということの停留所にもなっておることから、刈谷市コースを廃止するというようなことは考えてございません。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 刈谷豊田総合病院のところ、東浦からのバスとジョイントするというお話なんです、このジョイントを利用している方というのはどれくらい見えるのでしょうか。

やはり、刈谷豊田総合病院へ行かれる方は、走らせていけないと言っているわけではなくて、刈谷豊田総合病院のみにこの刈谷行きのバスは走っているわけですから、この刈谷行きのバスについては豊田会のほうから出してもらおうという考えで、その今走っているバスについては市内に回してもらおう。それで3台にすればかなり無理なく市内が回れるというふうに思うわけですが、その点でお答えください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） ジョイント先でどれくらい乗りかえられているかという点でございますが、現在、いきいき号をおりられた後にどういった乗り継ぎをされておられるのかということまでは把握しておりません。

刈谷市コースを豊田刈谷病院による自主運行に切りかえてはということでございますが、そういったことは考えておりません。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 余りにも刈谷豊田総合病院、要するに豊田会に、豊田会の便宜を図るようなことが、高浜の高浜豊田病院についてもやられていますし、このいきいき号についても行わ

れているわけですから、その点では少し至れり尽くせりが過ぎるのではないかということもあって、こういう方法ではどうかということを行っているわけですから、ぜひ考えていただきたいと思います。

これ何度もやっていっても切りがありませんので、次に移ります。

ごみ減量化推進のため、一般廃棄物処理実施計画を策定し、公表することについて伺います。

碧南市も安城市も刈谷市も、一般廃棄物処理実施計画をつくって公表しています。高浜市はまだつくってありません。実施計画もなしで、可燃ごみの有料化ありきで事業を進めました。順番が逆ではありませんか。いつまでに一般廃棄物処理実施計画をつくるのでしょうか。つくる考えはありますか、いつまでに策定する考えですか、お答えください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） 来年度初めに向けて策定してまいります。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 一般廃棄物処理実施計画もなく可燃ごみの有料化が進められてきましたが、順番が逆ではないですかという質問をしてあるんですが、こういう点ではどのようにお考えなんですか、お示してください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） 確かに、一般廃棄物処理実施計画は策定できておりませんが……。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） 一般廃棄物のごみ処理基本計画に基づき、ごみ袋の無償配布の廃止につきましては、かねてから検討材料として示さしていただいているものと、また昨年度、以前からアクションプランにおいても、ごみ袋の無償配布の廃止等につきましては検討をしていくという形でお示しをさせていただいております。また、その中でごみの減量を推進していくために必要な施策として示させていただいております。

ごみ処理実施計画につきましても、アクションプランである程度の項目については網羅をしてございますことから、次年度につきましても、こちらにつきましても、計画を作成をさせていただいて、公表のほうを進めさせていただきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 周りの近隣市では、みんなこの実施計画を策定しているんですが、高浜市ではこの実施計画なしで、基本計画で、アクションプランでやったというお話なんですが、市民に対してこういう計画もつくらずに可燃ごみの有料化ありきで事業を進められたと思うんです。これではやはり、一般市民に対して説明不足ですし、それから事業を進めるためにも不自然というか非常に、説明をされずに進められてきたということは不親切な対応だと思うんですが、その

点でのアクションプランがあったからいいのではないかというようなお話ですと、実際に一般廃棄物の処理実施計画というのは来年度つくるといってお話は今、聞きましたが、やっぱり後手に回るといいますか、皆さんはそういう計画を公表されて、それを見てまたもっとごみを減らさなきゃいけないんだというような考えになるわけですから、その点での順番おかしい、このつくられる順番が逆になっているということなんです、その点での答えをお願いします。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） 順番が逆ということでございますけれども、私どもも既にもう26年のときにごみ処理基本計画という計画をつくりまして、そこには可燃ごみ排出の減量が進まないときには世帯人数による一定枚数の無料配布を廃止し、指定ごみ袋の有料化を進めるということが載っております。

情報の出し方がちょっと遅いかという御指摘も、市民の説明会をやるときに受けました。それは私どもの反省する点でございますけれども、まず去年の4月に町内会・行政連絡会のときに、指定袋の有料化を市民の団体と検討するとともに、有料化による財源を活用した町内会支援策も加えて検討していくということも申し上げまして、そこで初めて表明させていただいたと。

それから、6月に配布させていただきましたリサイクルカレンダーにも、ごみ減量化を進めるために無料配布の中止を検討しておりますという文言を入れてお知らせをしております。そこでも。

それから、8月の町内会・行政連絡会では、可燃ごみの有料化に、指定袋有料化によります町内会支援策メニューというものをお示しさせていただきました、10月の連絡会では各町内会から出されました意見の取りまとめ結果を報告をさせていただいたということで、12月の連絡会では質問に対する回答を申し上げた。

その後、議会でもこの減量化対策についての一般質問をいただきまして、広報関係では10月、11月と3回に、なぜごみ減量化が必要なのか、それからなぜ有料化なのか、どうしたら減量化できるかということで、回覧についてお知らせをさせていただいたという経緯がございます。

そういった経緯を踏んで、ことしの、その後、3月議会を終了いたしました、議会からも附帯決議というものをいただきました。先ほど申し上げましたように、情報不足というのは私どもも本当に反省するところでございます。そういった情報不足につきましては、今後も広報だとかホームページ、あらゆる媒体を使ってPRのほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 今、お答えの中で、6月に市民の皆さんに有料化を考えているという文言が載せてあると言われました。非常にこの文言が小さな字で、うっかりしていると気がつかないような字で書かれているんです。私も知り合いから言われて、えっと思って気がついたんです。

が、直接担当に聞いたら、そういうことも考えているというようなお話をいただきましたが、非常に市民の皆さんに対して説明が、先ほども言いましたが説明が不十分。

それから、その中でしゃにむに議案を通していかれたわけですから、やはりきちんとこのごみ処理の一般廃棄物の問題は、どういうふうにしていったら減らすことができるのかについて考えていただかなくてはならないと思うんですが、その間でもこれまで40円だった可燃ごみの袋を、40円だったものが20円になりますと。年間80枚の袋でやりくりしてみえる方は、40円はいらないんです。要らないというか40円かけていないんです。ゼロ円になっているわけですから、ゼロ円の方が20円今度から払うと、きちんとそういう問題を事実に基づいて書いていただかなくてはいけないと思うんですが、そういう書き方がされてありました。ですから、附帯決議も行ったというようなことがあるわけですが、非常にこのごみ減量化については、可燃ごみの袋の有料化ありきで事業が進められたと思うんです。その点でもう一度お答えをお願いします。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 今回の有料化について、私も市民の方から苦情をいただいた件の中で、7月1日から有料化がスタートします、そういう広報でありました。なので、6月分、通常、袋はその月の前月のところに届きますので、6月では配布をされるものだと思っていたという方がお見えになったのは事実であります。

しかしながら、この場で、議会のところで議論をさせていただいたときは、昨年12月のごみ袋の配布が最後であります。ですので、今回配布した分は6月末までの分が配布をしてあるので、7月1日からは有料化になるということで、議会の中では議論をしてきたというふうに思っていますし、内藤議員も恐らくそう思ってみえたというふうに思いますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 私が言っているのはその問題ではなくて、その6月に小さな字で考えているという文言があったことや、それまで資源ごみの、可燃ごみの袋についてはお金をかけずにやりくりしてきた人たちに対しても今度からは1枚20円の費用を取るというような問題についてでありまして、7月から20円、1枚20円と15円かかりますよというお話でしたから、その問題とは別の問題でありまして、ぜひそのことについてはもう一度お答えをお願いします。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 議会の中で議論してきた完全有料化というのは、ごみ袋1枚から料金がかかります、そういう大前提の中で進めてきたと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） もうこの問題やっても切りがありませんので、次に移ります。

行政効率を高め、公正で明るい市政実現を目指しての、公共施設の複合化による市民サービスの低下、財政負担の検証をすることという問題です。この問題についてお答えください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） お答えをいたします。

御質問、市民サービスの低下、財政負担というお話がございました。この公共施設のあり方の問題に取り組むことが、市民サービスの低下になるのかということからお答えいたします。

公共施設、この問題への取り組みは、個々の施設の問題であるとか、目先の課題だけではなくて、限られた財源の中で市民の生活に影響がございました保健、医療、福祉、教育、子育て、こういったサービスを今後も維持していくために市民サービス全体を考えて行っているものでございます。

人口が減少してまいりますと、税収もいずれかは少なくなってくる、少子高齢化の中で高齢者の扶助費はどんどんふえていく。そうしますと、これらは財政的には固定的な費用ということになりますので、これらがふえていくと、もう公共施設の維持に回せる予算が減ってくるということになります。公共施設に回せる予算が減ってくるとすると、では公共施設をどうしていったらいいのか、減っていく予算に応じて公共施設の総量、面積を圧縮していかなければならない。そうしなければ財政が成り立たなくなる。そうすることで、市民の生活に直接影響のあるサービスを低下させることに逆になってしまう。そうしたことで、市民サービスを維持していくために取り組んでいる問題だということをお初めに今御理解をいただければと思います。

次に、財政負担ということでございますけれども、今、申し上げましたこの公共施設の問題と財政の問題、今申し上げましたように財政の問題でございます。

市といたしましては、中長期的な財政運営を行っていくために、公共施設の総合管理計画と連動いたしております長期財政計画を40年の視点で作成をいたしました。そうした中で、この計画について、ただ40年という長い期間でございますので、これをなかなか精緻に見通すということは無理がございます。したがって、公共施設の総合管理計画については4年ごと、長期財政計画については毎年、見直しを行うことといたしております。その時代の状況、あるいはその時々々の財政状況を留意しながら持続可能な財政運営に努めていきたい、そういったことで長期財政計画を回しながら財政の検証はいたしているところでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 市民サービスを低下させるものではないと言われましたが、中央公民館を解体し、それまで幾つかあった会議室なども減らして、今度は勤労青少年ホームを解体しました。

先日、大山会館の定期利用者説明会でも、かわりの場所はあると言われたが実際はなくて、やむを得ずここに来ていると発言があったとおり、同じ思いの方たちが多かったです。

持続可能な自立した高浜市を次世代につないでいくために行うものだと言われますが、人口からいっても今すぐ解体しなくてもよい場所もあると考えます。どうしても解体しなければいけないときが来てから解体する方法もあると思います。

公共施設マネジメントは、財政見通しを明確にした上で財政と連動と言われますが、高小に中央公民館、幼稚園、体育センター、大山会館、学童クラブ、いちごプラザ、北部・中部憩の家、老人ふれあいの家など複合化して整備した場合の建設費が37億3,005万円、高小に今言ったような施設を複合化して整備する計画から図書館や幼稚園、いちごプラザを対象から外した上に建設費は52億に大幅増額、負担増でメリットなしの最悪の選択になっています。その上、大山公民館をなくすのは、もっと住民サービスを低下させるもので、中止すべきです。

次に、要望書以外の要望、その他の関係でお答えをお願いします。

高取幼稚園の利活用について。

旧高取幼稚園は、使われなくなって8カ月がたちます。使わないからと放置してあるのでは無駄遣いで、整備もしないまま放置してありますので、草も生い茂って園舎も壊れかけ、高取学童も1部屋で全ての活動を行っています。それくらいであるなら、学童に開放してはどうでしょうか。

公共施設を利用しないときは、次にどうするのか決めて利活用していくと考えますが、旧高取幼稚園の場合は活用が決まっていません。旧高取幼稚園の活用についてお答えください。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 先ほど公共施設の総量圧縮の件であります。そもそも人口減少社会が見える中で、その先にある税収の先細り、それに対する活動であるということをお答弁をしておきます。

以上です。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 旧高取幼稚園におきましては、今、新たにオープンしたたかとりこども園が開園しておるというところで、旧高取幼稚園につきましては解体することを前提に、今は事前調査をしているところでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 解体することは今、聞いたわけですが、その後の活用はどのようにされていく予定なんでしょうか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 解体後、その土地そのものが建物がない状態となりますので、その後、その土地を何かに使うとかそういうことについては、現時点では未定でございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 草も生い茂ってと今、言いましたが、見るにも忍びない状況になっています。近隣周辺の方からは、ガラスが割れたりして危ないし、土手の道からは誰か中に入っているかわからない。火遊びなどされたら大変なことになると心配してみえます。

建物をあけておけばそれだけ無駄遣いになると考えますが、今、解体をする考えだと言われました。これいつぐらいに解体する予定なんでしょうか、お答えください。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） その事前調査、アスベストの含有ですとか試掘ですとか、そういった調査結果を踏まえて、その後のスケジュールを考えていきたいと思っております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） それでは、いきいき広場の活用について伺います。

保育関係の団体が、10月24日、保育キャラバンとして高浜市を訪問されました。これまでは、本庁にこども未来部があったこともあり本庁で懇談が行われましたが、ことしはいきいき広場の3階で行われました。各団体ともこども未来部のあるところとなっていたようですが、本庁に行ってからいきいき広場に集まってとなりました。

市役所機能を持っているいきいき広場が、第2市役所とでも書かれていれば、どちらで集まるのかしらとも思いますが、いきいき広場では、市内の方はわかるとしても、市外の方はいきいき広場に市役所機能があるとは考えません。この点で一考をお願いしたいと思います。お答えください。

○議長（北川広人） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（加藤 直） （4）のいきいき広場の名称についてお答えします。

高浜市いきいき広場は、平成8年4月に開設し、現在では市の福祉部、こども未来部、教育委員会、保健センターなどの行政部門に加え、マシンスタジオやいきいきホールのある複合施設であります。

市が実施しました令和元年6月の高浜市まちづくりや市民生活の状況及び児童・生徒の意識や行動に関するアンケート報告書においても、設問であります「生活困窮、介護、障がい、育児などの不安を抱えた人の相談窓口がいきいき広場であることを知っていますか」の質問に対し、74.8%の人が「はい」と答えています。また、その割合も年齢とともに高くなり、60歳代で83.3%、70歳以上で82.7%となっています。

この結果からも、いきいき広場の名称が浸透しており、名称変更を行うことは大きな不安を感じてしまうことから、第2市役所の名称をつけることは考えてはおりません。

○議長（北川広人） 内藤議員、残り1分です。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） それでは、市内の方はそれでもわかるかと思いますが、市外の方たちは

いきいき広場と書かれているだけではわかりませんので、ぜひ、いきいき広場とも書かれていなかったわけですね。ですから、そういう場合にいきいき広場は要するに、の3階とか、第2市役所に準ずるとか書いて案内をしてほしいと思います。

以上、終わります。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は11時20分。

午前11時11分休憩

---

午前11時19分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、鈴木勝彦議員。一つ、令和2年度予算編成に向けた市政クラブの政策提言について。以上、1問についての質問を許します。

12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） 議長のお許しを得ましたので、通告に基づき、私ども市政クラブから提出させていただきました令和2年度予算編成に向けた市政クラブ政策提言について、市政クラブを代表して、一般質問をさせていただきます。

なお、この後からクラブ員3名が第6次総合計画・基本目標ⅠからⅣに対して質問させていただきますので、あわせて答弁をよろしくお願いいたします。

まず、これまでの政策評価をすると、長期財政計画による持続可能な財政の確保のために、豊田町への優良企業の誘致を行い、また公共施設再配置計画では、高浜市公共施設総合管理計画に基づくモデル事業として、勤労青少年ホーム跡地活用事業、市役所本庁舎整備事業、高浜小学校等整備事業などの施策を進め、一定の削減効果が見られるので、この政策は高く評価したいと思います。

しかし、この先の少子・高齢化に伴い、社会保障費の増加や自然災害への備えなどを考慮すると、この先には不透明で、不確定な新たな財政負担の要素がまだまだ押し寄せてくるようで、不安を拭えないのが現状であることから、今後の政策に十分配慮しながら、予算編成に当たってほしい。

また、現在進めている公共施設総合管理計画も、長期財政計画のもとに少しずつ建設が進むことにより、吉岡市長の政策が市民の皆さんに理解を得てきたと推測します。

この政策は、他の自治体よりも一歩先を見据えて目指していることから、今後の高浜市のあるべき姿をしっかりと市民に方向を示し、一貫性を持って推進するべき、最も重要な政策であるとともに、これらの先進的な政策を引き続き進めるには、高浜市と議会が情報発信に努め、理解と協力を得られるように取り組まなければならないと考えます。

また、来期は市制施行50周年を迎えるに当たり、各行事が計画されているようであるが、高浜

市民の一体感の創出、明るい未来の提案や市外への発信等をテーマに計画を進めることと、特に若い職員力を結集し、高浜市民が誇れる事業を計画するよう求めます。

さらに、この先の時代の変化や政策課題に的確に対応するとともに、住民の多様化するニーズに応えるために、自治体と議会との体制強化と連携が必要となります。そのためには、当局と議会が信頼関係を保ち、お互いが情熱を持って進めることが高浜市の発展につながるものと考えます。

今後を展望すると、我々が予測するよりも迅速に産業革命が起こると推測されるので、情報収集に努め、変革に対応できるだけの判断力と決断力を持って、令和という新しい時代に向かって行政は果敢に挑戦し続けることを目標とし、さらなる持続可能な財政力の強化と全ての事業目標に対する削減効果に期待したいと思います。

吉岡市政におかれましては、リーダーシップを遺憾なく発揮され、市制施行50周年が輝かしいすばらしい年になることを願望しています。

そこで、市政クラブは、基本目標ⅠからⅣまでの基本をもとに、来期の予算編成に当たり、要望書を吉岡市長にお渡ししました。

そこで、令和2年度の予算編成に向けた考え方と意思をお聞かせください。

○議長（北川広人） 市長。

○市長（吉岡初浩） 去る10月16日に、市政クラブの皆様から、令和2年度の予算編成に向けての政策提言をいただきました。

提言書の中では、持続可能な財政を確保していくために企業誘致や公共施設総合管理計画に基づくモデル事業など、今御質問にありましたように、これまでの市の取り組みの御評価をいただいた上で、この先の少子・高齢化の中で社会保障費の増加や自然災害への備えなど、不透明で不確定な新たな財政負担への不安が拭えない現状にあることが指摘をされておるところであります。

また、予測を上回るスピードで産業革命が起こることが推測される中で、私ども行政はそれに対応できるだけの判断力と決断力を持って、新たな時代に向かって挑戦し続けること、さらなる持続可能な財政力強化を期待されており、この点につきましては令和2年度の予算編成方針や基本的な考え方と相通ずるところでございます。

市制施行50周年についても触れておられ、高浜市民の一体感の創出、明るい未来の提案、市外への発信などをテーマとした取り組みを、特に若い職員力を結集し、高浜市民が誇れる事業となるようにと、まことに熱いメッセージをいただきました。我がまちに熱い思いを持った市民の皆さん「市民会議50」のメンバーを中心に、若い職員のパワーを最大限生かし、市民の心に残る、そんな取り組みとなるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

こうした中、現在の本市の財政状況であります。安定した経常一般財源の収入確保がなかなか期待できない中、経常経費は依然として高どまりを続けております。また、公共施設の更新等

については、引き続き財源措置が必要であり、加えて会計年度任用職員制度の導入による財政負担など、これまでにない厳しい状況であります。

また、11月までは、高浜市の人口がふえておりましたが、12月に入っては日本人の人口が減る一方で、外国人の方の人口は伸び続け、そういう中で12月は、11月に比べ、高浜市の人口は減っております。そういう時々によって、大きな変化がこれからも訪れてくるだろうというふうに思います。

そこで、令和2年度は、市制施行50周年を迎える中、中長期的な視点に立ち、より効率的な事業の推進及び経費の削減に向け、新たな50年を切り開く予算と位置づけ、予算編成に取り組んでいるところでございます。

御提言の趣旨を十分に踏まえて、令和2年度予算編成、今後の行財政運営に当たらせていただく所存でございますので、引き続きの御理解、御協力を賜るようお願いを申し上げます。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 続きまして、予算編成の基本的な考え方につきまして3点お答えを申し上げます。

1点目でありますけれども、計画的な事業見直しを前提にした集約化、縮減の視点であります。高どまりを続けます経常経費の削減に向けまして、計画的な事業の見直しを前提とした集約化、縮減の視点を持って、事業の内容、手法の再検証に取り組むことといたしております。

2点目は、経常一般財源に着目した積極的な財政対策であります。金額の多い少ないにかかわらず、経常一般財源の充実に着目をし、特定財源の確保に万全を期すとともに、経常一般財源充当額の削減に努めるなど、財政対策に取り組むことといたしております。

3点目は、重点取り組み事項への財源配分であります。このことにつきましては8月に実施をいたしましたサマーレビュー、これはアクションプランや公共施設の推進プランのうち、令和2年度に実施が見込まれる事業、そのほかの事業の方向性について、市長、副市長との意見交換、合意形成を図る場でございますけれども、その結果を踏まえまして、重点的に取り組むこととされた事業については、優先的に予算配分をすることといたしております。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

令和2年度予算編成の基本的な考え方、そしてそこに込める思いについてわかりました。

それでは次に、総合計画基本目標の個別目標ごとに気になる点について、各事業の今後の進め方や進捗状況について質問をさせていただきます。

まずは、基本目標Ⅰ「まちへの想いを育み、いつまでも住み続けたいと思えるまちをつくりまします」では、市政クラブとして「第7次高浜市総合計画の策定を見据え、市民に市政運営やまちづくりに対する関心、理解が深まるよう、しっかりと「伝わる」を意識して進め、外国人にも効果

的、効率的な情報発信に取り組み。職員研修等による個々の能力向上を図り、グループ内や組織間の連携と協力体制を強化せよ。市民の憧れとなるよう高浜市職員として誇りを持ち、将来も自立した基礎自治体を構築するための人材育成を早急に進めよ。」と政策提言をしました。

そこでお聞きします。

高浜市が進める第6次総合計画（後期）から第7次総合計画に進むためには、市民に関心を持ってもらい、理解してもらうことが推進につながると考えますが、「伝える」を意識した効果的、効率的な情報発信をどのように取り組んでいくのかお聞かせください。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、第7次総合計画の策定を見据えた「伝える」を意識した、いわゆる情報発信という部分についてお聞きをいただきました。

現計画、平成23年度からスタートしました第6次高浜市総合計画も令和3年度をもって計画の満了期間というふうになります。令和4年度からは、第7次の高浜市総合計画をスタートさせるべく、現在策定に向けた準備を進めておるところでございます。第6次の高浜市総合計画の策定では、高浜市の未来を描く市民会議という会議を組織いたしまして、市民の方91人、職員57人と多くの方にかかわっていただき、計画を策定してまいりました。そこでかかわっていただいた市民の多くの方は、現在もまちづくり協議会であったりだとか、地域の団体などで活躍をいただいております。

今、御質問にありました市民の皆様に関心を持っていただき、理解を深めていただくということが、当然ながらでございますが、計画を着実に進めてしていくためには必要不可欠であると考えております。また、計画づくりに少しでもかかわっていただくことで、自分たちのまちの計画という意識を持っていただいて、自分たちで計画をつくったんだから自分たちもその実行に向けて、当然ながら役割を果たしていくよと、そんな思いを醸成できるのではないかなと、そんなふうに考えております。

そこで、多くの方にかかわっていただくためには、まずしっかりと市民の皆様、先ほどおっしゃったように、まさに伝える力を意識した情報発信が重要となってまいります。

来年度はちょうど市制施行50周年の年でございますので、年間を通じて市制50周年を記念する行事を実施してまいります。そうした事業の一つ一つが市民の皆様、市民の皆様に関心を持っていただくチャンス、そういうふうに捉えております。そこに参画あるいは参加をしていただくことで多くのかかわりが生まれて、第7次高浜市総合計画の策定が始まる旨、また一緒に高浜市の将来について考えていきたいよということをお伝えさせていただくことで、人を通じた「つながり」という手段で情報発信をしていきたいなというふうに考えております。

また、情報発信の方法が紙からインターネットへと急速に変化している中で、昨日、市の公式ホームページをより見やすくわかりやすくということで、全面のリニューアルをしたところでご

ざいます。また、ホームページの管理をシステム化したことにより、今までは限られた職員しかパソコンでの操作ができなかったものを、全ての職員が随時環境の中で更新できるというふうになりました。

しかしながら、このように情報発信をしている手段を充実していても、そういう職員の意識がしっかりと高まっていかなければ、そもそも情報自体が発信されないということになります。情報を発信することが目的ではなくて、先ほどおっしゃったように受け手に伝わるということが目指すべき目的でございますので、職員一人一人が相手の立場に立って、常に情報をわかりやすく、またタイムリーにという意識を持って発信していくことが何よりも大切であるというふうに考えております。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

では次に、高浜市の外国人増加に伴い、日本の文化や自治体のルールを伝えると守るが重要であると考えます。また、外国人も協働でまちづくりに参画しながら、ともに暮らしていく環境づくりが必要だと考えますが、今後の対策をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 先ほど冒頭の市長の話にもありまして、高浜市における外国人の総人口に占める割合というのは、この11月1日時点で8.02%、県内自治体でも最も高い数字という形になっております。およそ10人に1人が外国人という状況になっており、ともに暮らす市民として、日本の文化や自治体のルールをしっかりとお伝えをしていかなければならないのかなというふうに考えております。

また、日本全体では、日本人の人口減少が進んでおり、本市は、いずれ将来は減少していく時期が訪れると。そうなる前に外国人の方も地域の一員として社会をともに支えていただけないいわゆる共生社会の仕組みをしっかりと構築をしていかなければならないというふうに思っております。

御承知のとおり、本市ではこれまでも多言語翻訳機の導入やごみの分別のカレンダーの多言語化を行ってまいりましたが、新たな取り組みといたしまして、今月中にPDFデータを10カ国語に翻訳できるとして、配信できる多言語情報配信サービスというものを開始する予定をいたしております。

また、地域においては、インドネシア人の介護実習の育成を目的とした団体が発足をしまして、地域のお祭りや文化協会主催の催しなどに、いわゆる積極的に参加をされており、コミュニティの輪を広げてみえます。日本語の勉強会も開催をされているという状況でございます。

加えて、今月14日ですが、高浜南部のふれあいプラザにおいては、高浜の防災を考える市民の会が主催をされます地域企業に就労する外国人を対象とした防災の勉強会というのが開催を予定

されております。

市といたしましても、このような地域活動に対しましてPR、関係機関との調整等、そういった支援をしており、そうした取り組みから情報発信力を持つ、いわゆるかなめと呼んでふさわしいのか、リーダー的な外国人を見つけて、情報発信等にそこを起因につなげていきたいというふうに考えております。

さらに、先月18日ですけれども、静岡県袋井市において、静岡県袋井市、菊川市、湖西市、愛知県からは碧南市、知立市、当市と、自治体の規模は比較的近く、外国人比率の高い6市で、多文化共生社会の推進に向けて、お互いの市が抱える課題や取り組みを共有しようという集まりが開催されております。今後もこういったものを定期的で開催していきたいというふうに考えております。

今後も多文化共生社会の推進に向けて、まずはしっかりと私どもの市に暮らしていただいている外国人の方にしっかりとルールをお伝えするというようなことを基本として、地域団体や企業さんとも協力をして取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） よろしくお願ひいたします。

それでは、基本目標Ⅰの個別目標2「将来を見据えた健全な財政運営を行います」では、市政クラブとして「高浜市の将来を見据え、公共施設総合管理計画と長期財政計画を常に意識し、計画を着実に進め、財源の確保と健全な財政運営を図れ。高浜小学校等整備事業は、複合化により廃止、または統合される施設があるが、市民や各種団体等に丁寧な説明を行い、理解を求めながら着実に進めよ。」と政策提言いたしました。

そこで、お聞きします。

公共施設総合管理計画と長期財政計画を主軸に安定した財政運営が求められています。これらの計画を着実に進めるため、どのような課題を認識し、どのように向き合っていくのか、財源の確保を含めて健全な財政運営の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 長期財政計画から見えてくる課題と、財源確保を含めた健全な財政運営の取り組み。2点について申し上げます。

初めに、長期財政計画から見えてくる課題といたしまして、平成30年度から令和11年度及び令和16年度から令和30年度には、小・中学校を初めといたします公共施設の大規模改修、建てかえが集中する二つの山を迎えます。

そうした中で、市の財政状況を鑑みますと、福祉、医療、教育、子育て、災害対策といった市民生活を支えるサービスは今後ますます重要になってまいりますし、その費用も膨らんでまいります。限られた財源の中で、全ての施設を維持することあるいは全ての施設に対して老朽化対策

を施すことは、困難な状況でございます。市民生活に直結するサービス全般にも影響を及ぼしてまいります。

そうした状況の中で、安定した財政運営を行っていくためには、まずは公共施設総合管理計画の着実な推進、あわせまして歳入確保、歳出削減の取り組みを行っていく必要がございます。

歳入面では、企業誘致の推進、市税等の債権回収対策、公有財産の有効活用に努めていくといったことがございます。公共施設の複合化や機能移転による跡地の有効活用も歳入確保策の一つでございます。

歳出面では、中長期的には、スクラップ・アンド・ビルドや既存事業の見直しまたは休止など、歳出削減、財政負担の平準化に努めていくこととなります。平成28年3月の長期財政計画策定時には、5つの事業見直しを行いまして、歳出削減を図っておりますけれども、中長期的にはこうした経常経費の削減に取り組んでいく必要がございます。

限られた財源の中で、公共施設の大規模改修等が集中する第一波、第二波の山を乗り越えるべく、公共サービスとして何を選択していくのか、市全体としての大きな政策的判断になりますけれども、安定した財政運営を行っていくために、ただいま申し上げましたような取り組みを着実に進めていく必要があるものと考えております。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） どうぞよろしく願いいたします。

それでは、公共施設総合管理計画に基づき、公共施設の複合化が進んできていますが、今後この計画を進めていく上で、市民や各種団体等にどのように説明していく考えがあるのか、お伺いします。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） これまでの御答弁の繰り返しにはなりますけれども、公共施設総合管理計画につきましては、計画の総論から既に計画の各論、実践の段階に入りまして、個別の施設が動いております。

しかしながら、施設にはそれぞれ利用される利用者さんがいらっしゃいます。そうした中で、統廃合の対象となります施設の利用者の方々との対話や丁寧な説明が重要になってまいります。

施設を利用される市民は、御自分が利用される施設について最も関心をお持ちのことと存じます。施設に最も近い各施設を所管いたします部局が中心となって必要な情報を広報、市公式ホームページなどで情報提供するほか、利用者の方々との意見交換を行いながら、現場サイドでの説明に努めているところでございます。

計画を進めていくに当たっては、実際に施設を利用してみえる市民の利便性への影響を極力小さくしていく努力が必要となります。そうした中で、代替施設の候補や代替施設がどのような利用状況にあるのか、どの時間帯があいているのか、そうした代替案をお示ししながら、引き続き

丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） よろしく願いいたします。

それでは次に、基本目標Ⅱの個別目標3「学び・文化・スポーツの輪を広げ、まちのチカラを育みます」では、市政クラブとして「子どもから高齢者まで生涯を通じ学ぶ心を育て、その学んだ成果を個人に留めることなく、社会の中で活かす仕組みを創れ。地域の伝統や文化活動が市民財産として認識され、高浜の特徴を活かして将来につないでいく環境整備と人材育成を進めよ。市民の健やかな心と身体づくりのために、生涯スポーツを通じて市民交流や人材育成を促進せよ。」と政策提言をいたしました。

そこでお聞きします。

子供から高齢者まで生涯を通じて学ぶ心を育てることが必要であるとともに、学んだ成果を個人の中にとどめてしまうのではなく、社会の中でさまざまな形で生かすことが大切だと思います。どのように取り組みを考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 生涯学習を社会の中で生かすため、どのような取り組みを行っているかという御質問でございますが、市民、地域、関係機関、行政などさまざまな主体がこれまでも多様な取り組みを進めておりますが、その一つのモデルとして、本年4月に高浜小学校の敷地内に複合施設「地域交流施設」、愛称「たかびあ」が第1期オープンし、子供からお年寄りまで多様な住民が集う地域コミュニティの拠点、地域ぐるみで学び、文化、スポーツや子育て、子育てを支える環境の創出に向けた第一歩を踏み出しました。施設の利活用が進むように、周知等に一層努めるとともに、メインアリーナ、サブアリーナ、児童センターなど、第2期施設について来年度のオープンを目指し、整備及び関係団体との意見交換を進めてまいります。

このほか、「市民とともにつむぐ・つなぐ」をコンセプトとした「新編・高浜市誌 高浜市のあゆみ」の編さんは、市制50周年である来年度中の発刊を目指し、現在執筆活動を進めているところであります。広報たかはま連載「市誌編さんだより」「たかはまアーカイブス」、小冊子の継続的な編集・発行「たかはま・歴史・まちづくりシンポジウム」の開催などもあわせて、持続的に進めることにより、まちのよさを知り、魅力に触れ、まちのために何かやってみようという思いを育んでまいります。

他の取り組みとしては、タカハマ！まるごと宝箱発表者、たかはま夢・未来塾サポーターなど生涯学習活動の担い手、教え手の掘り起こしや活躍機会の創出に向けて、市民団体、事業者、生涯学習施設等と連携、協力しながら取り組んでいるところでございます。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

今の御答弁の中に、「たかびあ」について、第2期施設について来年度中にオープンを目指し、整備等を進めているところですが、供用開始がずれ込むのではないかと思います。第2期施設の供用開始時期や体育センターの閉場時期について、現段階での予定がわかれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 議員おっしゃるとおり、もともとは9月からメインアリーナ、サブアリーナ等、第2期施設を供用開始し、体育センターを来年8月末に閉場する見込みでございましたが、現段階では工期が2カ月程度ずれ込むものと想定しております。

学校授業では、竣工後すぐにメインアリーナの利用を開始し、現在の学校体育館の解体に着手してまいります。

しかし、ちょうど10月から11月は、例年市民スポーツ大会の時期であることから、この時期に体育センターを閉場し、メインアリーナ、サブアリーナへ機能移転することは困難であるというふうに考えております。

また、メインアリーナ等の竣工後、現在の体育館の解体工事に着手するわけですが、仮囲いや足場の都合上、12月中は来場者の駐車場を敷地内に確保することが困難であるというような状況でございます。

以上の観点から、体育センターの運営は、令和2年12月中までとし、一般市民に対します第2期施設供用開始時期につきましては、現段階では令和3年1月からというふうに考えております。ただし、市制50周年行事や小・中学校の音楽会といった市主催あるいは市主催に準ずる行事で学校授業、行事に支障がなく、かつ、運動場を駐車場として使用可能な場合に限りまして、メインアリーナ等の利用をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

最近、スポーツ分野で高浜出身あるいは在住の方の活躍が目ざましく、スポーツを通じた市民交流も活発になってきていますが、環境整備に関して昨年度、廃校となった愛知県立高浜高等技術専門校のグラウンドを活用できないかと考えています。市はどのように考えているのか、県との調整はどのようになっているのか。

また、高浜芳川緑地多目的広場は、トイレ工事が進んでいますが、今後の整備予定について教えていただきたいと思います。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 旧愛知県立高浜高等技術専門校につきましては、来年6月から解体工事が始まると伺っております。そこで、グラウンドにつきましては解体工事が始まるまでの間、少年野球の練習場所として無償で活用させていただけるよう愛知県と調整を図ってきたと

ころでございます。

また、解体後の跡地活用の具体的な計画につきましては、まだ承知はしておりませんが、可能であれば、引き続きグラウンドとして活用させていただけないか、申し入れを行ってまいりたいと考えております。

次に、高浜芳川緑地多目的広場につきましては、昨年10月に多目的広場②が竣工し、多目的広場①とあわせまして、少年サッカーや少年野球を初め市民のスポーツ、レクリエーションの空間として御活用していただいているというところでございます。

愛知県工事によるトイレ工事は、先月竣工し、今月中には検査が完了する見込みであると同っております。したがって、来年1月からはトイレを利用することが可能になると見込んでおります。

また、来年度におきましては、愛知県工事により駐車場舗装整備も計画されていると同っており、環境整備が年々整いつつあるところでございます。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

私もグラウンドを利用させていただいている団体の役員として、長年携わっておりますけれども、過日担当の部の方と現地を視察させていただきました。大変草ぼうぼうで使える状態ではありませんけれども、少年野球の団体の代表の方は、このグラウンドでも使いたいと。グラウンドが少ないから、ぜひとも小さなグラウンドでもいいから使いたいという申し出があつて、来年一緒に草を刈って、少しでもグラウンドとして利用しようじゃないかということで話し合ったところですので、今後解体が済んだ後の利用もグラウンドとして使用できれば、それにこしたことはありませんので、ぜひ御尽力いただいて、引き続き少年野球、少年サッカー等の子供たちの育成に、この場を活用できるような取り組みに取り組んでほしいと思いますので、よろしく願います。

それでは次に、基本目標Ⅱの個別目標4「学校・家庭・地域が連携を深め、12年間の学びや育ちをつなげます」では、市政クラブとして「児童や生徒たちが安心して健やかに学習に取り組める環境の充実を図れ。地域共生社会の一員として、生きる力を身に付けた子供が育つよう学校、家庭、地域等の連携強化と情報共有に努めよ。新たに教科化された英語、道徳、プログラミング授業を含め、ICT等を活用し、最先端や先進的な教育を受けられるように環境整備や指導者育成を図れ。不登校児童・生徒に対する学習環境の確保と対策を進めよ。障がい児、外国籍、支援の必要な児童・生徒に対しては、学習環境の充実を図れ。」と政策提言をいたしました。

そこで、児童・生徒が安心して学習に取り組める環境整備が求められています。地域共生の一員として、生きる力を身につける子供が育つよう学校・家庭・地域等が情報を共有し、連携を強化していくことが必要だと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

○議長（北川広人） 教育長。

○教育長（都築公人） 市内小・中学校では教育活動、その他の学校運営の状況について評価、改善していくため、学校ごとに学校関係者評価委員会を設置しております。評価委員は、該当校以外の学校、中学校では高校の先生、小学校では幼稚園、保育園の先生も含めますが、そのほか保護者の代表、地域の代表の方々をお願いしております。評価委員会は、年に2ないし3回開催しております。校長が学校経営方針を説明し、その後、子供たちの学びの様子を参観し、教職員や子供の姿から学校の取り組みを評価していただくとともに、学校や家庭、地域が取り組んでいくべきことを確認し、協働するための方策を考える機会としております。

また、高浜市が育てていきたい生活習慣、学習習慣カレンダーにより、各段階での子供たちの姿を明らかにし、学校、家庭、地域が一体となって、身につけさせたい力の育成に努めています。

さらに、まちづくり協議会や公民館の運営委員を学校職員が務めることにより、子供たちのまちづくり協議会や公民館行事等、地域行事の参加の促進や運動会等、学校行事への協力体制を築いています。

今年度、吉浜小学校では、まちづくり協議会の協力により、運動会における違法駐車がなくなったと聞いております。

今後も、家庭、学校、地域が一体となり、子供たちのために連携を強化してまいりたいと思います。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） では次に、新たに教科化された英語、道徳、プログラミング授業を含めてICT等を活用した授業を今後どのように進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（北川広人） 教育長。

○教育長（都築公人） 新たな取り組みに子供も教員も戸惑うことのないよう、昨年度より市内小・中学校の代表教員を集め、外国語教育推進委員会や高浜版プログラミング教育推進委員会を立ち上げ、新たな教科、授業に対応するための会議を行い、準備を進めてきました。現在、市内統一のCAN-DOリストを意識した英語の授業やロボットを動かすプログラミングの授業を実施しております。

また、道徳も含めた新たな教科におけるすぐれた授業実践の集約を行い、教員が活用できるようにしています。

ICTを効果的に活用した授業の実践については、ICT環境の整備を進めつつ、取り扱いを含めた指導力向上の教員研修を実施しています。来年度に向けては、第3期教育振興基本計画に示された児童・生徒用コンピュータは、3クラスに1クラス分程度を目標に導入に向けて計画的に予算要望をしているところでございますが、最近1人1台という国の方針も聞こえておりますので、動向を注視しながら進めていきたいと考えております。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） では、引き続き、いじめ、不登校、障がいのある児童・生徒、外国籍等に対して学習環境の充実をどのように図っていくのか、お伺いします。

○議長（北川広人） 教育長。

○教育長（都築公人） いじめについては、児童・生徒一人一人が帰属意識を感じ、自己肯定感、自己有用感を感じることでできる学級づくりに取り組み、未然防止に努めています。保護司、民生児童委員、心の相談員とも連携し、生徒指導の現状や家庭の様子などについて情報共有をする会議を設定し、未然防止のための取り組みについて考え、各校での実践に生かしています。また、年2回の生活アンケートや定期的実施しています教育相談により早期発見、早期対応に努めています。

不登校については、要因はさまざまですが、根底には学力不振があると考えています。そのため1人1回公開授業や各校での授業研究を通して、教員の授業力向上に努めております。

さらに、新たな一人を出さないよう、いじめ同様に居場所のある学級、学校づくりに取り組むとともに、現在の一人を救う取り組みも進めています。具体的にはスモールステップの目標設定による自己効用感を高め、登校につなげようとしています。さらに、両中学校には適応教室を開設、スクールヘルパーを配置することで、教室復帰に向け、学習支援や生活支援を進めております。いきいき広場にも同様の考えで、ほっとスペースを設置しています。また、来年度に向けては、子供が置かれた環境に働きかけながら、問題解決を図るためスクールソーシャルワーカーの設置について予算要望をしているところでございます。

障がいのある児童・生徒については、ことば発達センターと連携し、障がいの早期発見に努め、個に応じた支援をしています。各校において個別の指導計画を作成し、指導情報の引き継ぎが確実になされるようにしています。また、各校にスクールアシスタントやスクールサポーターを配置し、個々に寄り添いながら支援をしています。

近年増加傾向にある外国籍児童・生徒に対しては、早期適応教室「くすのき」を高浜小学校、翼小学校に開設、それぞれに指導員を配置し、日本語の初期指導を実施する環境を整えています。同時に各校では、県費で配置されている日本語指導担当教員による取り出しによる指導を中心に、日本語指導に取り組んでおります。

現在、学校には多様な児童・生徒がおりますが、一人一人に寄り添いながら、必要な指導や支援、学習環境を見きわめ、整備を進めていきたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。よろしくお願ひします。

それでは、基本目標Ⅱの個別目標5「子育てを支える環境を整えます」で、「待機児

童ゼロを目指すには、民間企業や地域資源を活用する必要があるが、具体的に安心して子供を産み育てられる環境の整備を考えているのか。」についてお伺いします。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 待機児童につきましては、過去3年をさかのぼってみますと、各年度の4月1日現在では、平成29年度は17人で、内訳は1歳児9人、2歳児8人、平成30年度は19人で、内訳は全て1歳児、令和元年度は11人で、内訳は1歳児5人で、2歳児6人となっています。現状としましては横ばいで、1・2歳児で発生しており、3歳以上児では発生しておりません。

そのため、対策としては、1・2歳児の受け入れ枠の拡充が必要ということで、今年度、吉浜幼稚園の空き教室を活用した小規模保育や来年度4月開園予定の高浜幼稚園のこども園化を進めておりますが、来年度4月1日には前年度より43人分、1・2歳児の受け入れ枠が拡充されるという予定でございます。

今後の待機児童対策につきましては、高浜市子ども・子育て支援計画に基づいて進めていくこととなりますが、特に1・2歳児の待機児童の動向に注視し、新たな環境整備が必要となった場合、これまで地域資源である既設の施設の活用により実施してきました家庭的保育や小規模保育などを検討し、必要に応じて柔軟な対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） よろしくお願ひします。

それでは次に、安心して産み育てることができるよう産前産後から幼保・小・中学校と連携し、持続的なサポート体制の整備と地域資源を生かした子供の居場所の充実が必要と思うが、今後の方針があればお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 核家族化や地域のつながりが希薄化する中で、妊娠から出産、子育て期の親子を切れ目なく支援するため、マイ保健師（地区担当保健師）が中心となって、子育ての状況や家庭環境を把握した上で、支援の必要度に応じ支援計画をしています。

また、子育て世代包括支援センターが中心となり、妊婦や産婦の心と体の健康支援や親子のきずなを育むことに力を注いでおります。その中で子供の発達に課題がある場合には、こども発達センターに配置した臨床心理士、作業療法士や言語聴覚士といった専門職も加わり、早期支援に取り組んでおり、専門職は巡回指導として保育園、幼稚園から小学校、中学校まで訪問し、子供の成長段階に合わせた支援を継続しています。

今後いきいき広場内の教育委員会、学校経営グループ、こども育成グループと連携を図りながら、子供のライフステージに合った切れ目のない支援を行ってまいります。

次に、子供の居場所についてでございますが、現在実施している事業としましては、放課後に

小学校の運動場で安心して遊べる環境を整えた放課後居場所事業や児童が自由に出入りして遊べる施設である児童センターがあります。

また、保護者が日中、家庭にいない児童への対応としましては、児童クラブや放課後居場所事業が実施されない日でも居場所を確保できるように、児童センター等を活用したセンターキッズ事業があります。

ほかにも地域では、まちづくり協議会がプラザ等を活用して居場所を確保している事例がございます。それらのおおのの居場所においては、地域の大人たちが見守りであったり、遊びであったり、さまざまなかかわり方で子供たちへの支援者として活躍されています。

今後も地域資源である人材の掘り起こしにつながるような地域向け子育て支援講座等の実施により、支援者をふやし、子供の居場所の充実に努めてまいります。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） それでは、基本目標Ⅲの個別目標6「産業を活性化して、まちを元気にします」では、まず初めに企業誘致についてお聞きします。

企業誘致については、第6次高浜市総合計画の土地利用構想図で、新たな工業系ゾーンに位置づけられた地区の創出として、小池町地区を民間主体で進められていると伺っております。

そこで、1点目として、この地域の進捗状況についてお聞きします。

次に、2点目として、新たな工業系ゾーンに位置づけられた地区で、まだ未整備の2つの地域が臨海部に見受けられます。さらなる財源の確保や市外の企業を誘致するためには、これらの地区の工業用地化も必要であると考えます。そこで、これらの地域に対する今後の考え方についてお聞きします。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは初めに、1点目の御質問であります小池町地区の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

小池町地区の工業用地の創出は、これまでもお答えをさせていただいておりますが、本地区に進出を希望する企業みずからが実施主体となる民間主体で開発を進めることとしております。その一方、市は、開発に必要な各種関係法令の手続を支援することとしております。

そこで、市が役割を担っている開発に必要な関係法令の手続の進捗状況といたしましては、開発に向け平成29年度に都市計画マスタープランの一部改定の手続を完了させ、平成30年11月に都市計画の手続に対する土地所有者の方々の同意が得られましたことから、愛知県に対し、都市計画法第34条12号の区域指定の申請を行い、平成31年2月に指定をされたところでございます。

なお、その後、本地区に進出を希望する企業1社の業種該当性の判定を愛知県に願いましたところ、該当する旨の回答をいただきました。

現在は、今後手続が必要となる愛知県への土地開発行為の届け出に向けた支援をしていく予定

をさせていただいております。

次に、2点目の第6次高浜市総合計画の土地利用構想図で、新たな工業系ゾーンに位置づけられた臨海部の未整備地区に対する今後の考え方についてお答えをさせていただきます。

まず、新たな工業系ゾーンに位置づけられた臨海部の未整備地区は2地区ございます。

1地区目といたしまして、刈谷市との市境、トヨタ車体精工株式会社や豊生ブレーキ工業株式会社の東側に位置する鞆新田、こちらの約13ヘクタールの地区、2地区目といたしましては、過去に木材の貯木や市民レガッタの会場として利用してまいりました流作新田貯木場の約17ヘクタールの地区でございます。

これまでこれら2地区についても、整備に向けた調査、研究を行ってきたところでございますが、両地区が公有水面や市街化調整区域であることから、開発をするに当たっては多くの問題を解決する必要がございます。さらなる財源の確保や市外の企業の誘致を目指し、今後も引き続き工業用地化に向けた調査、研究を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） まず最初の小池地区の進捗を伺いました。実は私も小池地区の地権者の一人でありまして、最近、小池地区の耕作についてというこういうものをいただきまして、小池地区の担当地区の地権者の皆さん方は、非常に不安に思ってみえます。しばらくの間、進捗が見られないということで、こういうことを要望されたんじゃないかと思えます。いつまで田んぼ、畑での耕作ができるか教えてくださいというような文言が入っております。ぜひ市としても、開発に必要な各種関係法令の手続を支援しながら、推進に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは次に、観光に対する取り組みについてお聞きします。

限りある資源を有効的に活用して、観光産業の確立と新しい魅力ある産業の発掘で、にぎわいを取り戻す施策を協同で商工会、観光協会、JA、地域等で考えていることがあればお伺いしたいと思えます。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） にぎわいを取り戻す施策という御質問でございますけれども、高浜市内には、瓦を初めといたしまして、近年にはとりめし、フルーツサンドなど、伝統的な資源から新たに生み出される資源など、多くの資源が存在していることに気づく必要がございます。

そのため、他市と比較して資源が少ないというのではなく、視野を広げ、高浜市という視点だけではなく、日本という視点で見る必要があるというふうに考えております。

そういった視点で見えていきますと、例えば市内には瓦だけではなくて、健康的な日本食材といたしまして、世界でも認知されてきている豆腐など、外国から訪れる方々に知ってもらいたい資

源のほうが出てまいります。これらを有効的に活用することを踏まえまして、御提案いただきました観光産業の確立と新しい魅力ある産業の発掘を進めていく必要があるのではないかとこのように考えております。

その情報の連携と仕掛けを商工会、観光協会、J A、地域等で考えていく、例えば観光協会はそれらの資源の発掘とその情報を集約して市内外に情報発信する役割のほうを担っております。

次に、商業分野といたしましては、商工会は市内の中小企業の振興を目的とした団体であるということ。そして、現在の会長さんは、前観光協会会長でもございまして、資源の情報収集などの市内事業者への働きかけに対しても積極的に御協力のほうをしていただけるものではないかとこのように考えております。

次に、農業分野といたしましては、J Aあいち中央と連携いたしまして、地域の特産品の一つでございますジャンボ落花生のブランド力の強化あるいはJ Aあいち中央の営農支援室の協力による農福連携といったことがございます。そのほかにも市内で栽培された酒米が高浜の地酒といたしまして販売されるとともに、本年7月からふるさと納税の返礼品として取り扱いを始めておりまして、新たな地域資源が生まれておるところでございます。

市といたしましては、それぞれの得意分野について、それぞれの団体に役割のほうをお願いいたしまして、それらの分野の橋渡しとして、関係をコーディネートしていくということが必要ではないかとこのように考えております。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） それでは、次に移ります。

基本目標Ⅲの個別目標7「みんなでまちをきれいにします」では、資源ごみの分別収集はごみの減量化、再資源化を図るために取り組みが始まったものであります。加えて大気汚染対策5Rの意識向上がなぜ必要なのか、市民に説明して、協力体制の強化を図ることが必要であると考えますが、今後の取り組みについてどのように考えているのかお聞かせ願います。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） 今後の取り組みということでございますけれども、資源ごみの分別収集につきましては、ごみの減量化、それと再資源化を図ることを目的として始まっておりまして、市民の皆様にご内容を御理解いただいた上で、御協力いただくということが必要不可欠ではございます。

本年7月に実施のほうをさせていただきました指定ごみ袋の無料配布の廃止に伴いまして、各町内会さんのほうに説明に参りました。その際にいただいた御意見の中に、分別についての知識は、町内会では立ち当番をしていることから周知のほうはされているけれども、地域の分別拠点でも問題となるのは、町内会加入者以外のごみの出し方であるというふうな御提言もいただいております。

平成7年から開始されました資源ごみの分別収集の趣旨というのは、先ほど申し上げましたようにごみの減量化、再資源化でございましたが、大気汚染対策5Rの意識向上も含めまして、町内会加入者以外の市民、特に外国から来た方に周知を徹底することが喫緊の課題であるのではというふうに考えております。

今後は、市民皆さんが使用する可燃ごみ指定袋に資源ごみ分別方法の情報や正しいごみの捨て方を記載するなど、町内会加入者以外の方にも、資源ごみ分別収集の重要性のほうを御理解いただくよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） それでは、令和元年11月20日に発生したクリーンセンター衣浦での火災における市民への影響をお聞かせ願います。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） 市民への影響ということで、現時点での状況ということでお答えのほうをさせていただきたいと思います。

現在のところ、市民の方がクリーンセンター衣浦へ直接搬入することは、申しわけございませんが、これできません。

燃やせるごみにつきましては、通常どおりステーションのほうへ、分別収集拠点へ出す資源ごみ、不燃ごみにつきましても通常どおり拠点のほうへ出していただければ、回収のほうをさせていただきます。

また、枯れ草だとか剪定枝につきましては、可燃ごみの指定袋に入れていただければ、ごみステーションのほうに出していただければ、回収のほうをさせていただくということでございます。

なお、広報でお知らせいたしました12月29日、日曜日の年末特別搬入につきましては、こちらのほうも申しわけございませんが、中止のほうをさせていただくということでなっております。

市民の皆様には、大変御迷惑をおかけいたしますが、状況が変わり次第、ホームページ等でお知らせのほうをしてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） 私も衣浦衛生組合議員の一人として、局長から逐次連絡をいただいて、現状を報告していただいております。大変厳しいという状況をひしひしと感じておりますけれども、速やかな復旧に努めていただくように、よろしく願いしたいと思います。

次に、基本目標Ⅲの「安全・安心が実感できるまちづくりを進めます」を質問させていただきます。

防災、減災対策を推進する上で、過去の災害を見ても、行政が行う公助の取り組みに加え、日ごろから災害に対する市民による自助、共助の取り組みが重要となります。言葉で言うのは簡単ですが、人と人とのつながりが希薄化している現代社会において、自助、共助の重要性を市民一

人一人に浸透させていくことは、大変な時間と労力が必要です。自助、共助、公助の考えに基づき、市民や地域の自主性や防災、減災活動を推進していくためにも、条例を制定し、それぞれの責務等を明確化した上で、対策を進めたほうが効果が高いと考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 御質問の条例の制定でございますが、行政が行う公助に加え、防災、減災対策を推進する上で重要となる自助、共助の取り組みを推進するためにも、条例を制定し、市民、地域、行政等の責務などを明確化していくことは、有効な手段の一つであると考えております。

これまでも市民や地域、事業者等の自助、共助の取り組みを推進する条例といたしましては、みんなでまちをきれいにしよう条例、みんなで犯罪のないまちにしよう条例などが制定されております。これらの条例は、議員提案として条例が制定されております。その点も視野に入れながら今後調整のほうをさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

少しちょっと戻りますけれども、高浜のまちは、市制施行50周年の間に組合施行による区画整理や市施行の中部区画整理、三高駅西周辺の再開発など、まちの活性化につながるたくさんの事業に取り組み、ものづくりの産業の地域に位置していることもあり、住みやすいまちとして、移り住む人が増加している状況です。

今後は、やがてくる少子・高齢化や人口減少などの問題に直面していく中、将来のまちのあり方を考え、自然と調和したくつろぎと安らぎのあるまちづくりに向け、将来に向けてのまちの方針や今後に向けての取り組みが必要であり、それに対する考えをお聞かせください。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 御質問いただきました将来に向けてのまちづくりに関する計画といたしましては、都市計画マスタープランや緑の基本計画がございます。さきの答弁でもお答えさせていただきました第7次総合計画の改定時期にあわせて、こちらの計画も見直しを予定させていただいております。計画の中で、自然との調和、地域性に考慮したまちづくりを目指しているものでございます。

具体的には、市域全体では吉浜地区、高取地区にある農地について、経済状況や農業者の方の意見を取り入れた保全や新たな産業用地の確保の方針を検討してまいります。

また、街路の樹木や花壇等の維持管理、地域の代表的なエリアとして、北部地区の高浜海岸付近、南部地区の稗田川沿線について、市民と行政が役割分担をしながら、まちづくり協議会やボランティア団体と協働し、環境活動や緑の保全を進めてまいりたいと考えております。

加えて、身近な憩いの場である既存の緑地や公園は、長寿命化をしながら保全していくものとし、改定に当たっては現在の方針を大きく変えることなく、見直しのほうをしていく予定をしておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） それでは、基本目標Ⅳの個別目標11「一人ひとりの元気と健康づくりを応援します」で、クラブとしては、多様化する医療ニーズに合わせて、新たな医療法人豊田会高浜豊田病院を核とした地域診療所・介護施設等と連携した地域医療の充実と病診連携が市民にとっては重要であると考えているが、今後の取り組みをお聞かせください。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 本年7月、高浜豊田病院がオープンし、新たに一般病床と透析センターが開設されるとともに、健診センターの拡充、訪問看護ステーションの機能強化など、地域医療の充実が図られました。

また、衣浦定住自立圏の医療ネットワークにより、刈谷豊田総合病院と各診療所がそれぞれ役割を分担しながら、圏域での医療の完結を目指しています。

加えて、情報連携ツール「えんjoyネット高浜」を活用し、医療、介護の連携を図るとともに、関係者同士の顔の見える関係づくりに力を注いでいます。

今後は、団塊の世代の人々が後期高齢者となる2025年を見据え、医療や介護が必要になっても、地域の中で安心して暮らし続けられる地域包括ケアの実現を目指してまいります。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

少し時間を気にしていたもので、少しとばしましたけれども、また1つ戻ります。

個別目標10の「一人ひとりを認め合い、その人らしく暮らせるまちづくりを進めます」の中で、若年性認知症という新たな課題も浮かび上がり、認知症予防や対策を地域で支え合える環境づくりが求められるが、対策を考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 若年性認知症は、高齢期に起こるものとは異なり、現役世代であることから医療や介護、就労、メンタルヘルス、経済面に至るまでの総合的な支援が必要になってきます。

本市では、こうした若年性認知症も含め認知症になっても、その人らしく生き生きと暮らしていただくため、発症初期からの適切な支援を受けられるよう認知症サポートブックを作成し配布をしています。

また、認知症の方を地域で支え合う取り組みとして、認知症サポーター養成研修を継続的に実施しており、これまで9,000人近い人が認知症サポーターとして養成されました。地域の中で、

認知症の方を見守る目もふえてきています。

さらに、認知症カフェを市内2カ所で開設するなど、認知症の方を地域全体で支える取り組みを継続して進めてまいります。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員、残り3分ほどです。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

たくさんの質問を私は出ささせていただきました。それに丁寧に本当に思いを込めて答弁をいただきました。本当にありがとうございました。

市政クラブは、平成31年4月の統一地方選挙において、市民の信託を受けて、メンバー8人が新たなスタートを切ったところであります。それぞれが市発展と地域の課題解決に向け、活躍することを心に誓いながら、新たな取り組みにもメンバー一丸となって取り組んでまいっております。

私たちは、高浜市を住んでよかった、いつまでも住み続けたいと思えるまちをつくっていくために、日々模索しながら、推し進めているところです。それぞれが知恵を出し合い、力を合わせて頑張っていこうじゃありませんか。

どうもありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は13時30分。

午後0時27分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、小嶋克文議員。一つ、高齢者の移動手段の確保について。一つ、防災対策について。以上、2問についての質問を許します。

14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） 通告に従いまして一般質問させていただきます。

高齢者の移動手段の確保と防災対策についての2問質問させていただきます。

1問目の高齢者の移動手段の確保についてお伺いします。

日本社会は世界に類を見ない急速な少子高齢化が進み、2025年には約560万人に上るとされる団塊の世代全員が75歳以上になると言われています。超高齢社会を見据えたまちづくりが求められております。

最近、全国各地で高齢ドライバーによるアクセルとブレーキの踏み間違えによる事故が相次いでおります。県内の踏み間違えによる重傷・死亡事故は、昨年までの10年間に117件発生。年代別では70代の割合が37%で最も多く、60代以上が7割を占めています。県警の担当者は、「高齢者の方が踏み間違えに気づくのがおくれがちで、よりスピードが出るなど重大事故につながるケ

ースが多い」と分析しています。「自身や家族が運転技能の低下に気づいた場合は、免許返納や踏み間違え防止の装置をつけるなどの対策をとってほしい」とも話されております。

高齢になったら免許を返納することも事故防止の一つではありますが、免許の返納は高齢者の移動手段を奪うことにもつながります。

「高齢になって自動車の運転をやめた人は、運転を続けた人に比べて要介護になる可能性が約2倍高くなる」という筑波大学などのチームが調査結果を公表しました。高齢ドライバーによる事故が問題になる一方で、「移動の手段を失うと活動量が減って、健康度が下がる」ことが指摘されております。愛知県に住む65歳以上の男女約2,800人に協力してもらった10年間の調査の結果、10年時点で運転をやめた人は、運転を続けた人に比べて要介護になるリスクが2.09倍、このうち、運転をやめても移動に電車やバスなどの公共交通機関や自転車を利用していた人では、同様のリスクは1.69倍でした。

一方、運転をやめて、移動には家族による送迎などを利用していた人だと2.16倍でした。活動的な生活が送りにくくなることで健康に悪影響が及んだと考えられます。筑波大の教授によりますと、「事故の予防はもちろん大切だが、高齢者に対する安全運転の支援や、運転しなくても移動がしやすいまちづくりといった対策も急ぐべきだ」と話されています。以下、2点質問をいたします。

1点目として、アクセルとブレーキの踏み間違えによる急発進を防ぐ装置の取り付け費用を支援する自治体がふえています。本市においても高齢者の移動手段の確保から急発進を防ぐ装置の取り付け費用の支援は必要な対策であると思います。また、県下及び近隣市で装置の取り付け支援を実施している自治体についてもお尋ねをいたします。

2点目として、先ほど筑波大の教授の話に、「運転しなくても移動がしやすいまちづくりの対策も急ぐべきだ」とありました。本市においても今後の高齢社会を想定すれば、高齢者の移動手段確保の対策は重要な問題であると思います。現在運行している「いきいきバス」も、路線等の変更も含めて、根本的な見直しも必要ではないでしょうか。「いきいきバス」の運行も含めて、将来に向けての高齢者の移動手段の確保についての検討が大事であると思います。この点についての御見解をお願いいたします。

2問目の防災対策について、3点質問させていただきます。

1点目として、10月12日に上陸した台風19号では、犠牲者は13都県にわたって100人近くに上っております。今回の台風は、大雨特別警報が東京都を含めて6県にわたるなどいまだかつて経験したことがない広範囲による浸水被害をもたらしました。河川も71河川140カ所で決壊。多くの住民、関係者が想定外の浸水と訴えている一方で、水害ハザードマップから浸水被害が十分に予想された地域も多くありました。「ハザードマップが十分に生かされていればこんな被害に遭わなかった」との声も多くありました。今回の台風19号の浸水被害によって、改めてハザードマ

ップの重要性が認識されました。ハザードマップはほとんど利用・活用されていないのが現状で、存在さえ知らない住民も見えます。

本市においては、平成15年度作成のハザードマップが新たに来年度に作成されると伺っております。新しいハザードマップをスマートフォンでいつでも見られるようにアプリ化も必要ではないでしょうか。多くの自治体が防災アプリを立ち上げています。ハザードマップ以外にも地表震度分布、液状化危険度、我が家の防災ガイド等の防災情報を身近な情報としていつでもどこでもスマートフォンで検索できるようなシステムの構築をぜひ検討していただきたいと思います。御見解を伺います。

2点目に、9月の一般質問で取り上げましたマイ・タイムラインの普及です。

地震はいつ発生するか予測はできませんが、台風は1週間以上前から進路、勢力が気象庁から発表されます。大事なことは、この予報に対して自分自身や家族が災害から身を守るためにどのような行動をとるかです。一人一人が災害に対する意識を日常的に高めることが求められています。パソコンからはいろいろな自治体のマイ・タイムラインを検索できますが、本市に適したマイ・タイムラインを作成することも大事ではないでしょうか。本市のホームページから高浜市独自のマイ・タイムラインのダウンロードをぜひ検討していただきたいと思います。

3点目に、先ほど、台風19号によって大変多くの方が避難所生活を余儀なくされました。冬の避難所生活であれば寒さ、冷え込みは大変厳しく、夏ともなれば熱中症等で体調を壊す人も多く見えます。健康面から考えても、避難所である学校等の体育館には空調設備等の設置は防災対策の一環であると思います。費用の面から簡単に実施できる事業ではないと思いますが、体育館等で避難生活を送らなければならない被災者のことを考えると、どうしても必要な対策であると思います。御見解をお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、小嶋克文議員の御質問の1問目、高齢者の移動手段的確保についてお答えをいたします。

本年4月に、東京、池袋で高齢ドライバーが運転する乗用車が暴走し、母子が亡くなるという大変痛ましい交通事故が発生しました。その原因はアクセルとブレーキの踏み間違いによるものでした。御質問にもありましたとおり、近年、高齢ドライバーによる同様の交通事故は全国各地で発生しています。交通事故の発生件数を減らすためにも、高齢者への交通安全対策、中でも、高齢ドライバーへの対策として運転免許証の自主返納の促進や安心して運転できる環境整備などに取り組んでいくことは重要でございます。

また、国においては、本年6月18日に開催された「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」で取りまとめられた「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」の

中で、「既販車への後付けの安全運転支援装置の普及」が記載されています。具体的には、「既販車への後付けの安全運転支援装置の開発を促進するとともに、その性能認定制度の創設と来年度からの実施を検討する」とされています。これを踏まえ、『後付けの急発進等抑制装置、いわゆる「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の性能認定制度』の創設について、本年度内に認定基準等を整備すべく現在検討が進められており、「後付け急発進等抑制装置」の先行個別認定を行うため、本年10月16日から11月5日の間に申請受け付けが実施されています。先行個別認定の結果については、本年12月中旬に国土交通省ホームページにおいて公表予定となっています。

加えて、本年11月27日には、「政府は、早ければ令和3年度から国内で販売される新車に自動ブレーキの取り付けを義務づける方針を固めるとともに、既存の車種についてもその数年後から義務づける方向で調整している」との報道が流れております。

ほかにも、第10次愛知県交通安全計画では「先端技術の活用推進」が盛り込まれており、具体的には、「運転者の危険認知のおくれや運転操作の誤りによる事故を未然に防止するための安全運転を支援するシステムの普及、啓発に取り組む」とされています。本市においても国の動向や愛知県の計画などにに基づき、高齢ドライバーへの安全運転環境の推進に努めていく必要があると考えております。

それでは、1点目の御質問、アクセルとブレーキの踏み間違いによる急発進を防ぐ装置の設置に対する支援についてお答えいたします。

高齢者への交通安全対策については、第6次高浜市総合計画アクションプランの「交通安全啓発事業」において、その取り組みを明記しています。その中には、高齢ドライバーの安全運転環境の整備に関する記載もございます。本市におきましてもその推進を図るため、令和2年度より「後付け急発進等抑制装置」の設置費に対する補助制度の検討を進めております。

なお、本制度の実施に関しましては、自動車産業が盛んな西三河の地域性などを踏まえ、西三河の9市1町で統一的に取り組みを進めております。よって、補助の対象者、補助率、補助限度額等につきましては原則、統一基準とする予定でございます。

また、御質問の県内と近隣市における補助制度の実施状況でございますが、西三河9市1町の状況で申しますと、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、みよし市の5市は、本年12月より補助制度を開始されています。岡崎市、西尾市、知立市、幸田町の3市1町は本市と同様に、令和2年度に向け現在検討が進められているとお聞きしております。

続きまして、2点目の御質問、いきいき号を含む高齢者の移手段の確保についてお答えをいたします。

悲惨な交通事故を減らすためにも、運転に不安がある高齢ドライバーに対し、運転免許証の自主返納に努めていくことは重要でございます。その一方で、議員御指摘のとおり、返納後の移手段を確保できる環境整備に努めていくことも高齢者の閉じこもり予防や介護予防、通院などの

観点からも重要となります。

いきいき号の路線等につきましては、多くの方の御意見を集め、交通弱者である高齢者等の日常生活に必要な移動の足を確保することを含めその時々ニーズ等を勘案しながら、高浜市地域公共交通会議において御意見を集約し、変更していきたいと考えております。

また、本市におきましては現在、高浜市交通安全協会と連携を図りながら、自主返納した高齢ドライバーに対し、高浜商店振興会加盟店で使用でき、いきいき号の回数券も購入できる「すまいるカード」2,000円分を贈呈しています。

ほかにも、愛知県警が主体となり実施している「高齢者交通安全サポーターによる特典付与制度」がございます。これは自主返納の手続を行う際に希望者に交付される「運転経歴証明書」を提示することで各種の特典が受けられるものでございます。具体的には、タクシー会社、薬局、飲食店、スーパー銭湯などが登録をいただいています。本市におきましても現在タクシー会社では市内の2社が登録をしています。自主返納した70歳以上の高齢ドライバーが乗車の際に運転経歴証明書を提示することで、運賃が1割引になります。本制度の活用につきましても積極的な周知等を図る中で、返納後の移手段の確保に努めてまいりたいと考えております。

超高齢化社会を迎え、今後も高齢ドライバーの増加が見込まれます。交通事故は加害者、被害者どちらの立場になっても、その家族も含めその後の人生を大きく変えてしまいます。運転免許証の自主返納の促進と返納後の移手段の確保、また、安心して運転できる環境整備など、引き続き碧南警察や高浜市交通安全協会など関係機関とも連携を図りながら、高齢ドライバーを含む高齢者への交通安全対策に努めてまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

続きまして、御質問の2問目、防災対策についてお答えをいたします。

本年10月に発生した台風19号は、大型で強い勢力を保ったまま伊豆半島に上陸、その後関東地方を縦断し、御質問にもありましたように、広範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。昨年発生した台風21号や台風24号なども同様で、近年、台風の大型化による被害の激甚化が懸念されています。

また、平成29年7月の九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、本年8月末に発生した九州北部を中心とする豪雨など、台風に加え集中豪雨も毎年発生しています。

近年、大規模な風水害が頻繁に発生し、浸水や土砂災害等により多くの生命や財産が失われています。地震への対策に加え、地球温暖化等の影響により今後も台風の大型化や集中豪雨などが懸念される風水害から市民の皆様の生命や財産を守るための対策を推進していくことは、防災対策を考えていく上で極めて重要であると認識しております。

さきの9月定例会の小嶋議員の一般質問におきましては、風水害に対する新たな取り組みとして、4種類の災害リスク別専用メールの構築、「高浜市の防災情報等に関するご案内」と題した防災防犯グループのホームページで公表している各種情報をまとめたチラシの全世帯配布、また、

令和2年度に予定している新たな防災マップの作成などについて答弁をさせていただいたところでございます。

それでは、1点目の御質問、令和2年度に予定している新たな防災マップのアプリ化についてお答えいたします。

現在、防災マップを初めとする各種防災情報につきましては、紙媒体による窓口設置に加え、さきに申しました防災防犯グループのホームページにも情報を掲載する中で、市民の皆様への周知、活用の促進に努めているところでございます。

防災防犯グループのホームページは「防災」、「消防団」、「交通・防犯」の各分野で構成し、「防災」の分野では次の6つの項目に分けて情報を掲載しています。

1つ目の「災害に関する情報」では、「防災メール」、「警戒レベル及び避難情報の種類」、「気象庁や停電情報を始めとする災害に関するウェブサイトの紹介」など6つの情報、2つ目の「ハザードマップ」では、「地震・水害に対する防災マップ」、「避難場所や避難所」など3つの情報、3つ目の「補助制度」では、「家具転倒防止器具の取付補助」など2つの情報、4つ目の「計画」では、「地域防災計画を始めとする防災に関する計画」、「避難所運営マニュアル」など3つの情報、5つ目の「訓練・啓発」では、「総合防災訓練」、「愛知県が作成した防災・減災お役立ちガイド」など4つの情報、6つ目の「外国人向け防災」では、「外国人向け防災メール」、「ポルトガル語・ベトナム語・やさしい日本語による外国人向け防災ガイドブック」の2つの情報を掲載しています。

なお、これらの情報はパソコン用ページではありますが、スマートフォンやタブレットからでも閲覧することが可能となっています。また、御自宅のプリンターで出力いただくことも可能です。

しかしながら、これらの情報を閲覧や出力するには防災防犯グループのホームページを御覧いただく必要があり、高浜市公式ホームページのトップページから段階的にグループのページに進む必要がございました。そのため、本年12月2日のホームページのリニューアルに合わせ、防災情報についてはトップページに直接リンクを張らせていただき、グループページ内の防災情報に進めるようにしておりますが、パソコン用ページであることから、見やすさという点において課題があります。御質問の新たな防災マップをアプリ化した場合には、ワンタッチで災害リスクや避難所などの防災情報の確認が可能となり、加えて、アプリ化により若い世代にもこれまで以上に防災に関心を持っていただくきっかけにもなることも期待できます。そういった点においても、防災マップのアプリ化については調査・研究を進めていく必要があると考えております。

なお、本市では本年12月2日より「高浜市わが街ガイド」と題した市民公開型GISの運用をスタートしています。これは、インターネットを通して高浜市の公共施設、行政情報などの地図情報を提供するサイトとなります。本サイトは、施設情報を検索できる「施設情報マップ」、防

災情報を検索できる「防災マップ」、都市計画情報を検索できる「都市計画情報マップ」、道路網図を検索できる「道路網図マップ」が掲載されています。また、本サイトはスマートフォンにも対応しています。新たな防災マップについては本サイトにも掲載するため、図形情報と属性情報を持った地図データファイルである「shape（シェイプ）ファイル」でも作成する予定です。現状は、防災情報に関しては避難所に関する情報のみの掲載となっておりますが、新たな防災マップを市民の皆様配布する時期に合わせて、「洪水」、「土砂災害」、「津波」、「震度分布」「液状化」などの災害リスク情報について本サイトに掲載してまいりたいと考えております。加えて、他の防災情報につきましても適宜本サイトを活用し、情報の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、高浜市公式ホームページにつきましても、さきに申しました「高浜市わが街ガイド」と同じく12月2日よりリニューアルされ、全てのページがスマートフォンに対応したページになっています。

予定している新たな防災マップにつきましては、まずはスマートフォンに対応しているこれらの既設の情報サイトを活用する中で、わかりやすく見やすい情報提供や活用促進に努めてまいりたいと考えております。あわせて、防災マップのアプリ化についても、他の自治体の現状等について調査・研究を進めるなど検討を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の御質問、マイ・タイムラインについてお答えいたします。

マイ・タイムラインは「事前の防災行動計画」と呼ばれるもので、災害発生が予想される時刻に向かって「いつ」「誰が」「何をするのか」をあらかじめ決めておく、いわば防災のスケジュール表のようなものを言います。各自で必要な行動をあらかじめ決めておくことで、いざというときに落ちついて自分の身を守る行動につながります。

マイ・タイムラインは、主に次の6つの手順に沿って作成します。①自分の住んでいる地域は災害でどのような危険があるかをハザードマップで確認する。②過去に災害で被害のあった場所（危険な場所を）確認する。③避難のタイミングを決める。④避難場所を決める。⑤どの道路を通過して避難するかを決める。⑥道路が既に浸水している場合など、避難場所までの経路が危険な場合にどうするかを決める。であります。御質問にもありましたとおり、段階的に危険性が高まる風水害、特に台風対策に有効と言われております。

本市におきましても、さきの小嶋議員の一般質問を受けましてマイ・タイムラインの普及に取り組んでいる他の自治体のホームページを確認するなど、まずはグループのホームページなどへの掲載やチラシの作成に向け、内部で調査・研究を進めているところでございます。

他の自治体のホームページを見ますと、さきに申しました作成手順に加え、ひな形（作成例）や水害ハザードマップなど作成に必要な情報が一つのページ内にまとまって掲載されており、初めて見た方でもつくりやすい環境が整備されています。

これらの取り組み等を参考にしながら、また、地域防災リーダーの養成など地域防災の推進に協働で取り組んでいるNPO法人とも連携を図りながら、マイ・タイムラインの作成に必要な本市の実情に即した各種情報の取りまとめ、ひな形の作成等を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の御質問、体育館へのエアコンの設置についてお答えいたします。

体育館は、避難所生活において中心的な役割を担います。御質問にもありますとおり、夏場の熱中症対策や冬場の寒さ対策など、避難者の健康面にも配慮した避難所環境の向上に努めていく必要があると認識しています。

一方で、体育館は、避難所での使用が主目的ではなく、体育の授業や学校行事などで使われる教育施設でございます。体育館のエアコン設置については、避難所で使用する防災資機材等の整備に比べ大きな財政負担となることから、財政面での検討も重要になります。

文部科学省の調査によると、平成29年4月1日現在、体育館、武道館等の全保有数3万3,966室のうち、空調設備を設置している室数は406室となっており、設置率は1.2%で、全国的に見てもほとんど設置がされていないのが現状です。

現在本市では、整備済みの高浜小学校を除く小・中学校において普通教室と特別教室のエアコン設置工事が進められていますので、災害発生時にはエアコンが設置された特別教室を開放することも可能になります。こうした現状を踏まえ、現時点では体育館にエアコンを設置する考えは持ち合わせておりませんが、今後も体育館へのエアコン設置状況などを継続して調査し、国の動向等を注視していきたいと考えております。

近年、災害が発生するたびに「想定外」という言葉をよく耳にします。言いかえれば、「想定外」が「当たり前」であるのが今の自然災害です。常に「想定外」を意識した防災・減災対策に取り組んでいくことが重要となります。また、過去の災害を見ても、日ごろからの「自助」「共助」の取り組みが災害時の避難行動などに大きく影響を及ぼしています。予定している新たな防災マップやマイ・タイムラインなどは「自助」「共助」の取り組みを推進するためのツールとして重要な役割を担います。加えて、これらは市民の皆様の日ごろから御活用いただくことでその効果が発揮されます。今後も災害から市民の皆様の生命や財産を守るため、地域団体等とも連携を図りながらさまざまな情報ツールなども活用・構築する中で、各種対策に取り組んでまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（北川広人） 14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） ありがとうございます。

それでは、1問目の高齢者の移動手段の確保について、若干再質問をさせていただきます。

急発進を防ぐ装置の設置に対する支援については今答弁がありましたけれども、西三河9市1町で取り組むという答弁でしたが、補助の対象者、補助率、補助限度額等について、また、予算はどのくらいを見込んでいるのでしょうか、お願いいたします。

それと、もう一点ですけれども、高齢者にとって買い物とか病院への移動手段の確保は、これは日常生活に欠くことはできません。住民がドライバーとなって高齢者を買い物や病院に自動車で送迎する運転者と利用者をマッチングするシステムを取り入れている自治体もあります。利用している方は、必要なときに来てくれて、タクシー料金より割安、生活に欠かせない足になっていると。このような移動手段の確保の検討も今後は必要ではないでしょうか。

以上、2点についてまずお伺いいたします。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 最初に、1点目の後づけのブレーキの安全装置の補助率等について申し上げます。

西三河の統一基準として申し上げます。

補助の対象者でございますが、満70歳以上の高齢ドライバーを予定しております。

続きまして、補助率でございます。10分の9を予定しております。

最後、補助限度額でございます。6万円を予定しております。

なお、予算額につきましては現在内部で調整中でございますので、最終的な数字は決まっていないという状況でございます。

また、2点目の御質問の移動のシステムの関係でございます。

今議員のほうからお伺いしまして、私も勉強不足で今お伺いしましたので、今後調査・研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） 今、この補助限度額6万円というのは、例えば装置に対してその何割かというのがありますか、これは。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 補助の対象につきましては機器本体と、あと工事費を合わせたトータルに対しましてというふうに考えておまして、そのトータル金額の上限が6万円というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） ありがとうございます。

それでは、2問目の防災対策について再質問をさせていただきます。

今、このアプリ化につきましては調査・研究を進め、検討を重ねているという答弁でしたが、このアプリ化するには、これは費用というのはどのようなふうになっているのか。それと、もう西尾市ではたしか既に防災アプリ、これを実施していると聞いておりますが、他市の状況につい

でもお尋ねいたします。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 今、費用の部分と他市の状況についての御質問でございましたが、大変申しわけありません、今後調査を進めていく段階でございまして、費用及び他市の状況についてもこれからという段階でございます。

○議長（北川広人） 14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） 先ほどのマイ・タイムラインの話がありましたけれども、このマイ・タイムラインについては、今ひな形の作成を進めているとの答弁がありました。小学生から高齢者まで市民の皆さんが身近に利用・活用できるマイ・タイムラインの作成をお願いいたします。

最後になりますけれども、災害を防ぐには防災情報を常に、また身近に確認できる環境が大事です。スマートフォンへのアプリ化、またマイ・タイムラインの作成等、行政による市民の防災意識の向上につながる取り組み、働きかけを積極的にして下さることをお願い申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は14時20分。

午後2時08分休憩

---

午後2時19分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、黒川美克議員。一つ、高浜市公共施設あり方計画について。一つ、人事行政について。以上、2問についての質問を許します。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

過去の定例会の一般質問でも質問いたしましたが、多くの市民の方々から、勤労青少年ホーム跡地発生土運搬処理については疑問の声が数多く寄せられていますので、前回に引き続き質問をさせていただきます。明確な答弁をお願いいたします。

まず、勤労青少年ホーム跡地発生土運搬処理について質問をいたします。

行政には、締結する工事契約の情報を積極的に市民に説明する責任があり、この責任を果たしていくことが大切であると思います。私は、これまで勤労青少年ホーム跡地発生土運搬処理について何度か一般質問をさせていただきましたが、いずれも明確な答弁がいただけませんでしたので、今回改めて質問をさせていただきます。

最初に、平成31年6月定例会の私の一般質問での会議録を朗読いたします。

「今、未来部長の答弁がありましたけれども、しっかり調べて、あなたたちはとにかく情報公

開をするのに2週間時間をかけているんですよ。よそのところはもっと早いんですよ。それだけしつかりあなたたちは見て出しているんじゃないですか。何で情報公開のやつが今言ったような答弁で済まされてしまうんですか。それは納得できません。きちっとその辺のところをどう検証するか、その辺のところをお答えください」との質問に、副市長は「今回の件につきましては、誰が今回の間違いを防ぐことが可能であったかという視点で、まずは再発防止に万全を期します。その過程において、その過失の度合いのところで責任のところはそこで判断をさせていただきたいというふうに考えております」との答弁があり、その後「ちゃんときちっと検証していただけるんですね、お答えください」との質問に、副市長は「先ほど責任の度合いのところは過失の度合いのところでやりますというふうに申し上げたつもりであります」との答弁でした。

お伺いいたします。

誰が今回の間違いを防ぐことが可能であったかという視点、再発防止、その過程において、その過失の度合いの責任について、どのように検証されたのかお答えください。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 少し今記憶が遠いところがありますが、私がお答えしたのは、設計図書の間違ひについての責任のところで答弁をさせていただきました。

今回なぜこの間違いが起きたかといったところを検証していく中で、通常的设计図書というのは、黒川議員御承知のとおり、設計者以外の職員が検算をします。縦横を計算します。今回、それをやっても発覚したのかどうか、いささか疑問なところがあります。要は、いろいろと業者と増工、減工があった中で協議をして、これでいくといったところを設計者に伝えることを失念した。この失念については、いろんな防御策を考えても、失念をしたらなかなかとまらない、ここが限界のところがあります。というので、要は、そこは職員の今後同じような間違いは起こさない、その決意しかないのかなということで検証をいたしました。結局、意図的な改ざんをする意図は全くないということで、その過失の面については非常に小さいというふうに判断をいたしました。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） そうすると、職員には全然責任がないと、そういう考え方でよろしいんですか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、全く責任がないかというようなことではございません。私のほうとしては、高浜市の職員の処分に関する部分につきましては、処分等の指針というのをちゃんと定めておりまして、その指針に基づいて適正に処分をさせていただいております。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 実は、私も当時、こども未来部長事務取扱でございました。一般職員と

は取り扱いは違いますが、市長からは十分注意をするようにと言われております。

以上です。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） どのような処分でしょうか。お答えください。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 処分の内容につきましては、その指針の中では公表する場合と、それを差し控える場合というのがきちんと決められておりますので、基準においては公表するものではないものですから、差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 懲戒処分については種類があるわけですよね。どうですか。その処分のことはお答えできるんじゃないですか。

○議長（北川広人） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（杉浦崇臣） 公表できるのはあくまで懲戒処分でございます。懲戒処分には免職、減給、それと停職、それと戒告がございます。それには該当しなかったということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 市のほうの考え方がよくわかりました。結果、責任をとらせると問題がある。だから、そういうふうな懲戒処分ではなくして、いわゆる口頭注意だとかそういった形、文書注意もありますけれども、そういったのは懲戒処分にならないよと、そういうような形で物事を済ませること自体、こういうような問題は絶対なくなりません。

これ以外に、僕は文書のあれ以外に、いわゆる竣工検査の日がちがっていた。僕、質問してありますけれども、わかっていますよね。いかがですか、未来部長。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 前回答弁したとおりです。

〔「前回答弁したではなくて、きちっと答えてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員、すみません、黒川議員に申し上げますけれども、きちんと品位を持った形での御質問をしてください。話が、ここできちんと質問をして答えをもらうというのが一般質問ですので、よろしく願いいたします。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） きちっと答えてください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 竣工検査の日付の経緯につきましては、これは私のほうから御答弁を申し上げております。先ほど未来部長が答弁をしたとおりといいますのは、平成30年9月定例会

における黒川議員の一般質問に私がお答えをいたした次第でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 6月のときにこういう問題があつて、9月議会でもまた日にちが違っていた。これがきちつとこうやって、そういう今までの段取りを踏んできた結果がこれなんですか。その辺のところをきちつとお答えください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 時系列で整理をさせていただきますと、まず、竣工検査の日付の問題は、平成30年7月時点の問題です。先ほどの金入り設計書の情報公開の関係、保管の関係はそれ以後の問題ですので、時系列としては竣工検査の日付のほうが先でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） だったら、時系列が違っているから同じような間違いがあつても、それは仕方がないというそういう総務部長の答弁なんですか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 職員の人為的なミスが、それが後々生かされていないのではないかとこの御趣旨の質問の中で、竣工検査のほうが後の事例であるというふうに私は御質問から理解をいたしましたので、その時系列のことをお答えいたした次第でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） きちつと真摯に答えてくださいよ。本当に人為的なミスじゃなかったとか失念しておつただとか、そういうような答えなんかでも、それで済まされる問題と済まされない問題があるんです。そういったようなことが積み重なつて、僕がこういうふうな細かいことを言わなきゃいけないわけですよ。その辺のところ、もっと真摯にきちつと対応してやってくださいよ。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 竣工検査の問題につきましては、これは平成30年9月定例会における黒川議員の一般質問でお答えいたしました。私どももいたしましたは、契約規則にのつとつて、この対応をいたしたとお答えをしたとおりでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 日にちが間違っていたのが契約規則のやつで、それでいいんですか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 竣工検査の日付は間違っているとは申し上げておりません。契約規則にのつとつて、契約規則に定められた期間の範囲内で行っております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 揚げ足を取るようで申しわけないですけども、きちつと送った通知の文

書の日付が違っていたのは事実なんですか。これはどうなんですか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 竣工検査につきましては、検査を行ったとき、行った場合は、検査の結果を7日以内に通知するとございます。検査の結果、竣工と認めたのが7月26日でございますので、その7日以内、8月1日に検査の結果、通知書を送ったものでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） いつまでやっても水かけ論ですので、これからはもっときちっと真摯に答弁していただけるようお願いをしておきます。

続きまして、令和元年11月8日、31年高ス第324号で勤労青少年ホーム跡地活用事業地中埋設物発見から処理に至るまでの主な経緯について公文書公開をいただきましたので、その資料に基づいて質問をさせていただきます。

平成30年6月15日に勤労青少年ホーム解体工事、埋め戻し土の購入として247万9,000円と南テニスコート撤去工事費、敷地出入り口とテニスコートすき取りとして443万6,000円の補正予算を可決しています。

そこで質問をいたします。

昨年9月議会で解体業者が掘り出した土は、1立法メートル当たり約1万円の費用が発生していますが、コパンが掘り出して積んだ跡地発生土は、掘り出した費用は発生しておりません。同じ場所に仮置きしているのになぜ解体業者には1立方メートル約1万円の費用を支払い、発生土運搬処理では支払っていないのか、お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、地中埋設物が出てきたことによって、跡地を貸し付けるに当たって、跡地活用事業者の責任ではないことについては土地の所有者である市が費用負担をして対応を行っていくという、そういった原則のほうがございます。

そういったことから、すき取りに関しては、市のほうの解体工事のほうで行ったということは今までの議会の中でも答弁をさしあげているところでございます。

今、もう1点の御質問で、コパンの跡地の工事の中で掘り出した土の費用はなぜ負担していないのかというところでございますが、ここもコパン、それからコパンの発注した工事業者のほうとも協議をする中で、原則論でいえば、きれいな状態にして引き渡すといったことが原則になりますけれども、そうすると市のほうが土を入れかえてから引き渡すといったようなことで費用が発生する、また、そうした工事を踏まえていくと跡地の整備工事のほうの工程もおくれていく、そういったことがありますので、どちらにしても基礎工事では跡地活用事業者が掘り出すということがありますので、この部分については跡地活用事業者が行う。ただし、処分については市が費用負担をしてほしい、そういった経緯からこのような対応をさせていただいております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） テニスコートと入り口付近の土のすき取り工事に443万6,000円かけておいて、コパンが掘り出した発生土をすき取りした上部に仮置きをして、その後産業廃棄物として排出して、その後にテニスコートをつくっていることや、埋め戻し土を247万9,000円で購入していますが、コパンが駐車場の整備のため整地をし、敷きならしをし、土をテニスコートのすき取り部分に処分土の仮置きをしていることから、約700万円の費用は無駄ではなかったのかと考えますが、市の考え方をお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、土地を原則としてきれいな状態にして引き渡すというのが原則でございますというように申し上げたとおりで、すき取りの必要性があったことから、こういった対応をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） もともとテニスコートのところは、いわゆるテニスコートをつくるまでそのところに物が置けないということで置かなかったわけじゃないですか。それを仮置きする場所がないからということで、今のテニスコートのところに産廃の土を栗本が出したやつも置いて、720立米、山鈴が置いた土も置いて、そのためにそのところが工事ができなかったから時期がずれてきたわけじゃないんですか。そういったことからいっていきますと、僕はやっぱり、もっとしっかり最初からどういうふうにやっていくかということをやっておけば、こういうような問題は起きなかったのではないかというふうに思います。

次に移ります。

平成30年7月27日開催の第4回臨時会で補正予算を可決しておきながら、なぜ10月12日に入札を実施するまで時間がかかったのか、その理由を明確にお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） これも以前のところで答弁をさせていただいていたかと思いますが、仕様書の詳細の検討、それからどういった業者を選定するのか、そういったこと等々の調整があったことから、10月に入札を実施したということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 7月27日から補正を組む、補正を組む前から、本来からいったら設計だとかなんかはしていくんじゃないですか。それじゃないと補正を出せませんよね。その辺のところ、いかがなんですか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 当然、補正予算を上程する段階で、当時の見込み量ということで設計書のほうは組んで、積算のほうはしておいたというところはあると思いますが、実際に現

場との工程の調整ですとか、そういったところに少し時間を要したということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今の答弁では納得できません。

次に移らせていただきます。

10月12日の入札で落札した業者がなぜ契約を辞退することになったのか、その理由を明確にお答えください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） ただいまの御質問につきましては、平成30年12月定例会で黒川議員から御質問をいただいております。そのときに私お答えを申し上げましたのは、落札業者がどのような理由で辞退をされたのか、これは相手方のことである、相手方の内部的な事情であると、こういったものについては、議会という公の場で回答することは控えさせていただいておりますので、その答弁を踏襲してまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） これ前のときには、裁判になるかもしれないから、そういったことについてはお答えできない、そういったことじゃなかったんですか。いかがですか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） なぜ辞退理由を申し上げないか。そのときに入札参加者、契約辞退ではなくて、入札参加者の辞退理由もお尋ねになりました。そのときも同じ理由でお答えをいたしております。したがって、裁判になるから、ならないからということではなくて、法人がどのような理由で辞退をされたのか、それは法人の内部的な事情でございます。それを一方的に市のほうで公にすることが、それがふさわしくない、そういった理由でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 繰り返しになりますけれども、あなたたちは何で指名停止をかけたかといったら、いわゆる金額的な誤りがあった、そう言って新聞社に記事を載せてみえますよね。それはどうですか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 落札をされました。その後、契約締結に当たりまして辞退をされました。その際に、契約辞退届をいただきました。その理由を総合的に勘案して、契約金額の誤りということで私どもは報道提供をいたしたところでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 業者のほうはそういうことではない、いわゆる、また繰り返しになりますけれども、最初3年間の分割払いだったと。そのことは、いわゆる積みかえ保管するための用地だとかそういうふうなものを確保していないといきなり中間処理場だとかなんかに持っていくと、

その段階で全部費用が発生するから3年間の分割ではできない。だから、断らせていただくという、そういうことを僕は聞いておるんですけども、その辺もお答えできないんですか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 市のほうでは契約辞退理由、相手方から出されたものについては、お答えをいたしておりません。黒川議員がお聞きになられたことをこの場で御質問をされて、そのことを前提にお答えをすることは差し控えさせていただきたいと思います。

市のほうといたしましては、入札の条件につきましては、設計書、特記仕様書、特記仕様書の追加説明書に記載をいたしております。また、設計書の中でも、3カ年に分けてこの処理を行うということも明記をいたしております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） その辺のところも十分私も承知して質問しているわけですけども、そういうような市のほうの回答の仕方ですので、業者のほうもそういう誠意が伝わらない。もっとやっぱり交渉事ですから、きちっとやっぱり相手方に誠意が伝わるような、そういった形のことをやっていただかないと困ると思います。

それから、31年度第1回臨時会の中で、こども未来部長は、今回の処理方法は発生土等を中間処理施設において分別処理し、原料として使用できないものは最終処分場に出すが、発生土の主な内訳が瓦やれんがであることから、原料として再生利用可能なものについてはセメント原料として焼却焼成処理を行いますと答弁されていますが、この答弁に変わりはありませんか。お答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 答弁した内容ですが、再生利用可能なものはセメント原料として焼却焼成処理を行う。また、処理できないものについてを最終処分に出すということは、この答弁のとおりでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） そのことについては、また後ほど質問をさせていただきます。

次に移ります。

平成31年3月定例会の一般質問の副市長の答弁の会議録を少し長くなりますが朗読しますと、「少し年月を追って説明をさせていただきたいと思います。まず、昨年7月には、市内の事業所を使いながら、少しでも安価にやれるように年月をかけながらやっていきたい、これが一番最安価でできる方法だということで、それを目指してやってまいりました。これが7月のときでございます。御案内のとおり、10月に契約辞退という市にとっては不可抗力の事態が起こったときに、私としては、その後にもまた仮に再入札も非常に課題が多いですが、先ほど申し上げたように、7

者も入札辞退があった案件でありますので、次にまた適正な入札ができるかという大きな問題がありました。私は最初に確認したほうがいいかなというのは、4月1日にプールは当然ですが、テニスコートを含め4月1日にスタートできるのかどうか、ここが肝心だろうということで、その時点で最初に、私は栗本建設工業に今回の負担金方式の打診を行いました。そのときの栗本の御回答は、私どもが掘り起こす前にもう既に埋設物があるという前提の中なので、事業としては非常にリスクが高いので、市のほうで処理をしていただけないかということでありました。ということなので、私どもとしては、それから10月契約辞退から2カ月後を目指して入札をやるにしても、契約は12月下旬か、ひょっとしたら年明けになるかもしれない。そのときに、4月1日テニスコートオープンが間に合うのかどうか、そのところが非常に問題があったので、次に考えたのが指名競争入札ということを考えました。ただ、これも業者の関係があるので、これについても適切な入札ができるかどうか分からない。最後、1つの方法としては、1者随契ということがございますが、その1者随意契約の理由も、正直申し上げれば見当たらないということで、その辺の検討を含めていろいろやってみましたが、最後、ここが肝心です。コパンさんが栗本さんのほうにいろいろ問題はあるかもしれないけれども、御社のところで直接処理していただけないかというような打診がどうもあったようです。今回のように進めてきたということで、今回の単価等については、栗本建設が納得をする安全性の高い処理方法と信頼性の高い業者をお願いをしたい、これは市としてはとせざるを得ないので、ただ、やっていく中で、経費の削減があるはずなので、それについては負担金のほうに跳ね返して反映させてほしいという協議は、今現在しておりますので、よろしくお願いをします」との答弁でした。結果、市は、コパン、栗本建設工業と協定書を締結しています。この協定書を締結した法的根拠をお答えください。

○議長（北川広人） 黒川議員、黒川議員に申し上げますけれども、高浜市からの情報提供資料ということで住民監査請求の受理をしたというものを私はいただいておりますが、請求者の中に、たしか新聞報道では黒川議員の名前があったと思うんです。当該の請求人に当たるわけですので、これ内容、今の質問が協定書締結の法的根拠を質問されていますけれども、それはまさにこの監査請求の中で請求している内容と同じじゃないですか。これまだ監査請求の結果がまだ、監査からまだ出ていませんよね。日付がいつかわかりませんが、締め切り前には多分出てくるのかもしれませんが、ということは、ここで今一般質問をする質問の内容としては不適切だというふうに私は考えますので、今の質問に関しては許可することはできないというふうにさせていただきます。

○8番（黒川美克） それは、ちゃんとわかってどういうことで、その根拠を教えてくださいよ。私が利害関係者だとか、そういうことでだめだということなんですか。

○議長（北川広人） そうです。

○8番（黒川美克） 私以外だったらいいんですか。

○議長（北川広人） 請求人じゃなければいいんですけども、多分それであっても、今の言った法的根拠というのは丸々これ監査請求の中に載っていることですので、これ自体は監査請求の結果を左右する可能性が出てくるということを考えれば、どなたがやられても私はとめます。

○8番（黒川美克） 本当に真剣になって審議する必要があるんだったら、きちっとこうやって、これちゃんと根拠あるんですか、法的な。それだけ教えてくださいよ。法的な根拠があるか、ないか。それだけ教えてください。

○議長（北川広人） 黒川議員に申し上げますけれども、住民監査請求に住民として請求人に名前を載せていますよね。

○8番（黒川美克） 載せていますよ。

○議長（北川広人） それとともに、議員としてここで質問をするというのは意味が違うんですよ。一般質問は何を聞いても結構ですよ。何を聞いても結構ですけども、人の利害に関係したりだとか、そういったことにかかわるようなことがある場合はとめざるを得ないんです。だから、議員として、私の持論で申し上げると……いいです、持論のことはいいです。

議長として、今の質問に関しては許可をするわけにはいかないものですから、質問を変えてください。

○8番（黒川美克） それじゃ、負担金でやることができるという場合は、どういう場合ですか。教えてください。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 一般的なお答えをしておきます。

埋設物の処理は、土地の所有者か掘り出した業者がやる。その2つの中で、後者のところで進めたということでありませう。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） また後のほうで質問をさせていただくつもりだったんですけども、これ一番最初は、当初委託料で計上してあったんですよね。どうですか。

○議長（北川広人） 黒川議員、聞き方を変えているだけで、中身は同じことを聞いていますので。基本的に危ういところを聞かれても、例えば当局側が監査請求を出されている案件で、監査の結果が出てきていない中でお答えすることはできませんといったら、全てのこの問いに対して、皆さん、多分当局側はそうやって答えますよ。それを真摯にできるだけ答えようとして言っているわけですから、その辺のところは逆に黒川議員がしっかり考えていただいて。

暫時休憩いたします。再開は15時。

午後2時51分休憩

---

午後2時52分再開

○議長（北川広人） 会議を再開させていただきます。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 平成30年10月24日に勤労青少年ホーム跡地埋め戻し土等運搬業務委託を栗本建設工業（株）名古屋支店と132万831円で通常残土場内移動396立米と埋め戻し土240立米を購入していますが、この内容についてお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 埋め戻し土等運搬業務委託の内容ということでございますけれども、これはガラ混じり土でない通常の状態であれば、基礎工事の際に掘り出した土をもう一度埋め戻しに使うということが出来るわけですが、青少年ホームの跡地はガラ混じり土ということですので、掘り出した土をそのまま埋め戻しに使うことができない、そういったところからこの埋め戻し業務委託のほうを行っておるものでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） この240立米というのはどこへ入れたんですか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 建物の建設工事のところに入れたものでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 以前、山鈴に追加で工事を発注したときにも、良質土を240立米ぐらい購入していませんでしたか。お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 議員おっしゃるとおり、解体工事のときにも埋め戻し土ということで、240入れております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それとどう違うんですか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） これは平成30年6月補正予算の主要新規事業の中で、図面のほうもつけさせていただいていたかと思うんですけれども、当然、二度手間になるようなことであってはいけないということで、コパンが建てる建物にはかからない部分についての埋め戻しということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 僕が記憶間違いでなければ、建物を解体するとき根っこにガラがついていたから、その部分を掘り出してしまったので、その部分が土が足りなくなったから240立米入れた、そういう答えだったと思うんですけれども、その部分とはまた別の部分で240立米土を入れたと。合計480立米ぐらい土を入れたという、そういうことでよろしいんですか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） ちょっと誤解があつてはいかんものですから、240立米の初めの土というのは、先ほど文化スポーツのリーダーが答弁したとおりでありまして、あとの追加の240立米というのは、先ほども申し上げましたけれども、使える土はある一定の量は使っておりますが、それでも足りなかった分を建物の基礎、地中の基礎がございます。その間の埋め戻しに使っておりますということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 納得できませんけれども、あそこのところ、もともと全部の土を全部掘り出しているわけじゃないもので、僕も現場を見ているんですけども、下のところに地中ばりやなんかを掘ったときに、全部が掘ったじゃなくて、そこのところにガラやなんか残っていた部分がありますよね。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 私も前にも答弁しておりますが、なるべく事業者さんにはこれ以上、いわゆる掘削をすることによってガラ混じり土が発生すると、それはなるべく極力避けていただきたいというお話のもとで、今おっしゃるように、部分的には土が残った状態で、それだけでは足りずに、やはり型枠を打ったりして間があくところがありますので、余掘りの部分はきちんと埋め戻しはしないかんもんですから、その部分に購入土を使っておるということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それでは、次に移ります。

平成31年2月1日に、栗本建設工業（株）名古屋支店より最大処分見込み量を3,350立方メートルとする見積書の提出とありますが、見積もり金額は幾らでしたでしょうか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 税込みで2億251万800円でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 2億251万800円、これは720立米を委託料にかえたからということで、当初は2億4,500万円だったやつがその720立米を引いて、変更の協定書を結んで、この金額で見積もりをもらったと。後から、この部分についてまたちょっと質問させていただきます。

平成31年3月定例会で、勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理業務委託料4,253万6,000円の繰越明許について可決し、平成31年3月7日に勤労青少年ホーム跡地発生土等収集運搬業務委託契約を棧生工業（株）と株式会社縄建と名古屋埠頭（株）の3社と、1トン税別1,860円で単価契約を締結し、株式会社ダイセキ環境ソリューションと勤労青少年ホーム跡地発生土等処理業務委託契約を1トン税別2万1,900円で単価契約を締結し、3月8日に勤労青少年ホーム跡地発生土等積込業務委託契約をさくら開発（株）と総額135万8,640円で締結をしました。4月2日には、

勤労青少年ホーム跡地発生土等収集運搬業務委託が完了し、棧生工業（株）516.84トン、株式会社縄建426.87トン、名古屋埠頭株式会社405.36トンの実績量ということですが、この数字は間違いないでしょうか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今おっしゃった数字のとおりでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） さくら開発（株）の実績数量をお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、さくら開発株式会社という名前が出ましたけれども、市が排出事業者となって収集運搬処理を行うためにトラックに積み込みを行う、積み込みの業務を委託した業者でございますけれども、その実績量ということで、約720立米ということでございます。

○8番（黒川美克） 720立米ね、ちゃんと測量した数字で一緒でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 平成31年6月26日に栗本建設工業（株）名古屋支店より負担金の精算金額が1億6,070万4,000円、実績量が5,354.08トンで、協定書との差額が4,180万6,800円とのことですが、差額の内訳をお答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） この件に関しましては、住民監査請求の中で協定書と負担金の中身のことについて今調査をさせていただいているところなので、お答えのほうは差し控えさせていただきます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 企画部長は、以前、通常に残土の中に一般的に我々が土木や下水工事のときに出てくるような瓦ガラやコンクリの破片、それかられんがだとか、いわゆる陶器のくず、そんなものが入っている中で、瓦れき類の換算係数というのは環境省で1.48というふうになっております。それに日本道路協会が出した土の重さ、これは通常ほぐした状態でバケツであけたときは1.8という数字がございますので、それを事業者さん、いわゆる専門の業者さんにも相談しながら、じゃあということで1.65という平均値の数字を出しております。その後、新しい土を掘り進むに当たって、中から大きなコンクリのかたまりだとか、やはり土の質の中身も砂質系の土じゃなくて粘性系の土、それからシルト分も多いような感じの土に変わってきておまして、その部分で業者さんと話をする中で、仮という形で2.0という換算係数というか、比重の換算係数を使ったという経過がございますと答弁されておみえになりますが、最終的な掘削土量と中間処理した数量と最終処分場へ処理した数量をお答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 負担金に係る部分につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、住民監査請求のところでありますので、答弁のほうは差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それ、どこに住民監査請求にひっかかってくるんですか。僕が聞いているのは、中間処理場へどれだけ持っていったか。最終処分場へどれだけ持っていったか。そのことを聞いているわけですよ。それが何でひっかかるんですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 委託の分につきましては監査請求ではないものですから、お答えはさせていただきたいと思っておりますが、負担金部分については差し控えさせていただきたいというふうに答えさせていただいております。

〔「おかしいでしょう、僕が何が聞きたいかという」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 僕が何が聞きたいかということは、あなたのところは、最終処分場へ持っていったやつのマニフェストはあなたのところを持っていないでしょう。さっき言った答弁のところで、中間処理場へ持って行って……

○議長（北川広人） 黒川議員、言葉に気をつけて。よろしいですか。

○8番（黒川美克） はい、わかりました。

部長は、いいですか、最初に、最終処分場へ持っていく部分と中間処理場に持っていく部分があります。そう言って、それをきちっと答えてくれておるんですね。だから、中間処理場へ持っていった部分が最終的には僕がもらっておるマニフェストでは、文化スポーツのほうで出してもらった資料では、中間処分場へ持っていった数量は5,354.08、この数字がいただいた資料には載っているんですけども、この数字で間違いはないんですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 資料でお出しさせていただいた内容というところでは、そのとおりでございます。

〔「資料ではそのとおりということは、違うんですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） お答えのとおりでございます。お答えのとおりの数量でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 5,354.08トンになっていますけれども、この部分というのは、中間処理場

に持って行って、ここで処理をして、全部使われておるわけじゃないですよ。その部分で一部を最終処分場へ持って行っておるんじゃないですか。その数字をお答えくださいよ。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 資料を持ち合わせていないというところもありますけれども、この件につきましては、先ほど来申しましたとおり、住民監査請求の内容でございますので、この場でお答えすることは差し控えさせていただきます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） いったったら答えられるんですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） それは住民監査請求とかこの後の進展状況に応じまして、お答えをさせていただきたいと思います。

〔「おかしいでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 僕はこのことをですわね……

○議長（北川広人） 黒川議員、先ほど私、そちらに行って言いましたよね。その辺を理解しながらやっていたかないと、答弁は出てきませんので。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） はい、わかりました。

先ほど僕の冒頭のあれで、中間処理場へ持っていったのが5,354.08トンで、それでこれを掘った土がありますよね。栗本がテニスコートの上に仮置きしたやつから持っていった数量がありますよね。それは何立米ですか。お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、栗本が排出事業者となつて行った部分の何立米ですかということですが、体積のほうははかっておりませんので、よろしくお願ひします。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 僕、以前、山をはからせてくれと言っていったらをはからせてくれませんでしたよね。720はあなたたちはきちつとはかった。もうその辺のところは僕、不信感を持っているんですよ。最終的に、前から文化スポーツグループリーダーが答えていますけれども、最終的に処分場へ持っていったのはわかりますから、それで数量はわかります。それが今言った5,354.08トンというこの数字が中間処理場へ持っていった数字じゃないですか。それは間違いないですよ。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 先ほど答弁させていただいたとおりで、間違いございません。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 僕が今聞きたいのは、中間処理場へ持っていったのは5,354.08トンなんですけれども、そのうちで使えなかった土があるじゃないですか。前、企画部長が言っていた残渣が出て、全部が全部中間処理で使えないから、それを最終処分場へ持っていきますよということで答えてみえるんですけれども、その数字は、1次マニフェストが五千幾つで、2次マニフェストはおたくのところは最終的にお金を払っているわけですから、それは確認していますよね。2次マニフェスト。いかがですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 私ども720立米で委託したものにつきましては、2次マニフェストで確認をさせていただいております。負担金のものにつきましては、協定書にありますとおりの内容で、御確認のほうさせていただいております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） お金払っているんですよ。その金を払うのに、最終処分場へ持っていった金額も全部ひっくるめて、負担金の総支払額は1億6,070万4,000円、これになっておるわけですね。そうでしょう。そこのところで何で最終処分場へ持っていった数量がわからないのか。それ、チェックしていないんじゃないですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 支払いに関して私どもの確認する書類といたしましては、協定書に書かせていただいた内容のもの、これをもって確認をさせていただいて、お支払いをしているというところでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 協定書にはちゃんと最終処分場までのやつを出すということは、協定書に書いてあるじゃないんですか。これは住民監査とは関係ないものでそれは答えられるでしょう。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 私の記憶の中では、この処分に係るものがわかる書類ということで、1次マニフェストでも足りるのではないかというふうには考えております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 県のほうの指導はそういう指導だったですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 県のほうから御意見をいただきましたのは、排出業者の責任において最終処分場がどこであるかというのを確認しておいたほうがいいですよという御意見のほうをいただいております。負担金の事務につきましては、これは排出事業者は私どもの契約した業者が排出業者になりますので、そこの責任において行っていただくという趣旨で、県のほうの

意見をいただいたということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） そうすると、市はあずかり知らない、そういうことでよろしいんですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 県の指導の内容についてお問い合わせいただきました。その内容については、責任者が誰であるかということで、最終処分場までの確認をしておいたほうがいいですよというお答えをいただいたというところでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 水かけ論できちとした答弁をいただけませんが、もっときちっと真摯に答えてください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 負担金の支払いにつきましては、1次マニフェスト等の内容で確認がとれるというふうに考えております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） そうすると、1次マニフェストだけで確認するということは、中間処分場までしかないわけじゃないですか。最終処分場はどこへ持っていったか知らなくても構わないと、そういうことの理解ですね。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、県の指導における責任者は誰かということでございますので、その辺御理解いただきたいと思います。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 県は市のほうにそういったことを言っておいて、市のほうがきちっと最後までお金を払うのに確認しなくてもいいと、そういうことでよろしいんですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 水かけ論になってしまうかもしれませんが、責任の所在がどこにあるかということで、県のほうからお話、御意見のほういただいておりますので、そういった答弁をさせていただいているところです。

○8番（黒川美克） 結構です。どっちにしましても、最終的には会議録ができてきますので、その会議録を読んで、またきちっと対応させていただきます。

○議長（北川広人） 黒川議員、負担金の部分に関しては答え切れないことがわかっていて、あなたやられていますから、答えられませんよと私、言いましたよね。

○8番（黒川美克） 言いましたよ。だけれども、数量が何でそれにひっかかってくるんですか。まあ、いいですわ。

次に移ります。

○議長（北川広人） 数量ではなくて、今、責任の所在だか何だかという話まで出ているじゃないですか。それは契約情報じゃないですか、それは。数量じゃないですから、だから、文句を言っているわけではなくて、上手に質問してくださいという話なんです、私が言っているのは。よろしいですか。

○8番（黒川美克） はい、すみません。

それでは、続きまして、6月定例会、6月18日の私の一般質問で、金入り設計書の差しかえミスがあったという説明があり、なぜそういうふうになってしまったのかということは、具体的にきちっと詳しく調べないと何とも言えませんかとの答弁がありました。その後、何の経過説明も私にはありませんでしたので、勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事金入り設計書の公文書公開について、令和元年8月19日に請求し、令和元年8月27日付31高ス第283-1号で決裁文書と勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事金入り設計書作成誤りの経緯、原因、要因及び改正内容についての文書を含む公文書の公開を受けました。決裁文書の起案は令和元年7月1日で、決裁日は令和元年8月15日となっており、都市政策部長、総務部長、企画部長、都市計画グループ、行政グループ職員の合議がありました。

なぜ決裁をとるのに1カ月半もかかっているのかとの質問に、文化スポーツグループリーダーは、起案から決裁がおきるまでなぜ1カ月半もかかったのかということでございますけれども、時系列での事実の整理、それからいろいろ検証してみた結果、変更箇所が多岐にわたることが判明しました。そういったことから、間違いがあってはいけないということで関係部署が慎重に慎重を重ねて決裁に目を通したということもあまして、時間を要したというものでございますとの答弁でございました。

こども未来部長はこのように答弁しています。申請をいただいた時点で、保有しておいたものとしての公文書として、それはそのままの公文書として成り立っているものです。8月15日以降の申請をいただくというものに対しましては、新しくというか正規に決裁をとりましたそれが公文書となるということになります。今後、例えば公開のほうの請求があった場合、8月15日以降の決裁をとったものを出すということになりますが、今、誤った文書のほうも保有しております。これについて公開を求めるといことになりましたら、それ今保有しておるといこと、誤ったものについても公開ができるという状況になります。

また、そうすると、その設計書は両方正しいということになるんですかとの質問に、こども未来部長は8月15日以降決裁をとったものが正しい文書ということになります。誤った文書を公開してほしいという請求がありましたら、それは出せるということだと答弁しておみえになります。本当にその答弁でよろしいんですか。お答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 答弁のとおりでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 私が以前、情報公開で申請しましたが、文書不存在で出てきました。僕1人だけじゃありません。ほかの方のやつも文書不存在で出てきました。そういったことは、今言った答弁から言っていきますと、そういったことはあり得ないわけですよ。いかがですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 私の記憶に間違いがあったら申しわけございませんが、8月15日以前に正しい文書を公開してくださいという内容のものであると、8月15日よりも後にしか正しい文書がありませんので、8月15日以前に正しい文書を公開してくださいという内容になりますと、これは不存在ということになります。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 次に移ります。

720立米の残土処分では、積み込みを含め4社と随意契約を結んでいますが、この随意契約の理由についてお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 720立米の残土処分ということで、委託の内容が処理、それから収集運搬、積み込みという3つになりますので、それぞれでお答えをさせていただきたいと思いますが、まず、収集運搬、それから処理を委託するに当たってのそもそも前提条件として、仮置きされている発生土を場外に搬出するのに3月末までに終わるということが前提となる、そういったような前提条件がございます。

まず、収集運搬、処理を検討するに当たっては、どこへ持ち込むかという場所を先に決めることが先決になりますので、処理業者について、まずは、入札を行うことは難しいんですけども、複数業者に見積もり合わせができないかという方法を模索しましたが、指名願いやか出ている名簿の中から聞き取りを行ったところ、ダイセキ環境ソリューションが実施可能であるというようなことございました。ダイセキ環境ソリューションは御存じのとおり、栗本建設工業のほうでも実施している業者でございますので、ではここで1者随契をしていこうということで、処理業者を選定いたしました。

次に、収集運搬の業者の検討を進めたわけですけども、ダイセキのほうに聞き取りをしたところ、収集運搬はできないという回答でしたので、次に、入札参加の名簿の中から高浜市を含め近隣市に聞き取りを行ったんですけども、期限や処理数量の関係からトラックの手配が困難ということございましたので、栗本建設工業が委託している収集運搬業者に可能かどうかということを確認をして、その中からできると言った業者のところに随意契約をしたというものでございます。

それから、積込業務委託につきましては、これは栗本建設工業のほうが排出事業者になって処理を進めている、積込業務をさくら開発株式会社が行っていたわけですがけれども、同一敷地内で既に重機が現場に配備されている、あと作業調整のほうが円滑に対応できる、そういった理由のほうから、1者随意契約をさせていただいたものでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 法的根拠を教えてください。随意契約ができるのは地方自治法施行令第167条の2、そこに1号から9号まであります。そのうちのどの号数を使ってみえるかお答えください。

○議長（北川広人） 黒川議員、これは監査の請求事項じゃないですか。法的根拠は。

○8番（黒川美克） どうして住民監査請求にそれがひっかかってくるんですか。随意契約の、これ、あれですよ……

○議長（北川広人） 項目の中に入っておりますので。

○8番（黒川美克） このやつは720ですので……

○議長（北川広人） どちらにしても監査請求のところに5項目出されていますよね。その中の1つとしても捉えられる部分もありますので、法的根拠だ何だというところを、結局、今後の展開がどうなるかわからないことに関しては、当局側は多分答えにくいという話を先ほどさせていただきました。よろしくをお願いします。

○8番（黒川美克） では次に、平成31年3月7日に勤労青少年ホーム跡地発生土等収集運搬業務委託契約を棧生工業と株式会社縄建と名古屋埠頭（株）の3社と1トン税別1,860円で単価契約を締結し、株式会社ダイセキ環境ソリューションと勤労青少年ホーム跡地発生土等処理業務委託契約を1トン税別2万1,900円で単価契約を締結し、3月8日に勤労青少年ホーム跡地発生土等積込業務委託契約をさくら開発（株）と総額135万8,640円で締結し、4月2日に勤労青少年ホーム跡地発生土等収集運搬業務委託契約が完了し、棧生工業（株）516.84トン、株式会社縄建426.87トン、名古屋埠頭（株）405.36トンで合計1,349.07トンの契約金額と、さくら開発株式会社契約金額と精算額の内訳をお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 市の委託契約の中で、収集運搬、処理、それから積み込みの契約金額と支払額の精算額、実績ということで御質問いただきましたが、今、議員からの御質問もありましたとおり、収集運搬と処理については単価契約ということになりますので、収集運搬については税別1,860円、それから処理については税別1トン2万1,900円ということでございます。積込業務委託については、契約金額、支払額ともに135万8,640円でございます。収集運搬の支払いの実績額ということでございますけれども、棧生工業株式会社が103万8,228円、縄建が85万7,496円、名古屋埠頭が81万4,287円、それから処理に関してダイセキ環境ソリューションが

3,190万8,203円ということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 処分業者を特命で決定するという実質的な契約を締結するのであれば、速やかに締結することが必要であると思うが、落札者の契約辞退からこの協定書の締結まで3カ月を要した理由をお答えください

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほども少し答弁があったかと思いますが、再入札が可能かどうかということの検討をいろいろしたわけですが、なかなか事態が時々刻々と変化していく中で、最終的には、跡地活用事業者の構成員である栗本建設工業に排出事業者になってやっていただくという方法に落ちついたと。価格交渉等のこともありましたので、時間を要し、最終的には1月議会のほうで補正予算のほうを上げさせていただいたという経緯でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 時間がないので、この場で答えていただくのは大変かと思いますが、最終的に、あそこのところは栗本建設が全部工事が終わって、当初は予定では3,350立米が産業廃棄物として排出する予定だったんですけれども、その部分について、最初は2億幾らの数字になっておったんですけれども、実際それが1億六千何百万円で四千数百万円、いわゆる減工になっているわけですね。その減工になっている部分というのはあずまやだとか、ほかにいろいろと排出道路とか何だかんだでやっておったやつが、それがそれが要らなくなったとか何だかんだということなんですけれども、精算設計を打っていると思うんですけれども、その精算設計書を出してください。いかがですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 細部の精算の内容ということにつきましては、こちらにつきましては、答弁のほうでも出していかないような方向でお話をさせていただいたと思います。また、この件につきましても、住民監査請求の対象の事案だというふうに考えておりますので、そちらのほうの動向で、私ども今回の答弁のほう差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 情報公開で出させていただきます。情報公開だったら出されるでしょう。いかがですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 請求書の中身を見させていただきながら、その中身を精査してこちらのほう答えさせていただくということになります。ただし、内容につきましては、これが今の住民監査請求とかそういったことに当てはまるようなものでありましたら、こちらのほうはなかなか出していけないというふうに考えております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今の答弁は、僕は納得できません。いわゆる情報公開は、今現在あるものじゃないですか。僕らの権利ですよ、市民の知る権利、それを裁判だとかいって、そういうので封印していいんですか。もうちょっと真摯に答えてください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 情報公開につきまして、今、市民の権利と、その権利を保障するために情報公開の制度というものを設けております。なお、原則公開ではございますけれども、法人情報でありますとか個人情報、あるいは事務事業情報、こういった非開示事由に該当するものがございまして。非開示事由に該当するということは、逆にこれは開示してはならない公文書ということになります。したがって、先ほど、こども未来部長が個々に判断するとお答えをいたしたところでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 適正な答弁をしていただけませんでしたので、また改めて、この件につきましては次回やらせていただきますので、これで私の一般質問は終わります。

○議長（北川広人） 黒川議員、大変申しわけなかったと思いますが、多分ですけれども、住民監査請求が起こった場合に、監査委員が当局に対してヒアリングをしようと思うんですね。ヒアリングで答えた内容に関しては、多分お答えを控えさせていただくという答えにならざるを得ないというふうな判断を多分されていると思います。ですから、非常に難しい一般質問だったと思いますけれども、当局のほうも真摯に答えたというふうに思っていたらいいというふうに思います。すみません、途中で何度もめまして申しわけなかったです。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。再開は3時45分。

午後3時32分休憩

---

午後3時45分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、今原ゆかり議員。

一つ、保健行政について。以上1問についての質問を許します。

13番、今原ゆかり議員。

○13番（今原ゆかり） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一つ、保健行政について、通告の順に質問させていただきます。

初めに、胃がんリスク検診の導入についてお聞きします。

がんは昭和56年から日本人の死因第1位であり、平成29年は37万3,334の方が亡くなり、生涯のうちに2人に1人が罹患すると言われております。国立がんセンターの最新がん統計のまとめ

によると、死亡数が多い部位は、1位が肺、2位が大腸、3位が胃となっており、罹患数については、1位が大腸がん、2位が胃がん、3位が肺がん、男女については1位が大腸がん、2位が胃がん、3位が肺がん、男女別では、胃がんは男性は1位、女性は3位と上位にあります。また、がんの患者数は増加傾向にありますので、一人一人ががん検診を受け、がんの早期発見に努めることが必要です。

国は、毎年10月をがん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間として、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんの5つのがん検診の受診率向上を目指しています。市のがん検診については、平成30年12月議会の一般質問で当時小野田議員がお聞きしていますが、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診は、愛知県全域の受診率に比べ高い受診率であること、また、肺がん検診については、本人がお断りされない限りは肺がん検診を特定健診や後期高齢者健診にオプトアウトを取り入れていることで、国や愛知県に比べ高い受診率であることをお聞きしました。

私からは、がん検診の1つとして胃がんリスク検診の実施を提案させていただきたいと思えます。胃がんは、肝炎ウイルスによる肝臓がんやヒトパピローマウイルスによる子宮頸がんと同様に、ピロリ菌による感染由来のがんであることは広く知られています。ピロリ菌が胃に存在すると、何らかの誘因が加わることで胃粘膜が萎縮し、その後がん化するとされており、ピロリ菌の感染がない人が胃がんを発症することは少なく、胃がんとピロリ菌感染は深い関係性があると言われていています。

ピロリ菌は血液検査で感染診断を行うことができ、診断後に除菌治療する場合は医療保険適用となります。また、胃粘膜に萎縮が起こると、胃から分泌する消化酵素ペプシンのもとであるペプシノゲンが血液中にふえることから、血液中のペプシノゲン濃度を測定することで胃の炎症や萎縮の度合いがわかります。血液中のピロリ菌抗体価とペプシノゲンを測定することで胃がん発生リスクを分類し、強化する検診が胃がんリスク検診です。

この胃がんリスク検診は、ピロリ菌抗体検査とペプシノゲン法の検査結果をAからDの4群に分け、胃がん発生の危険リスク度を判定します。胃がんリスク検診はがんそのものを発見する検査ではありませんが、一人一人の胃の健康度を調べ、検診後は、胃がんになる危険度が低い方は精密検査から除外し、危険度が高い方には胃がんかどうかを確かめるための精密検査として、胃カメラ検査を実施します。

最近では、ピロリ菌に感染していない若い世代がふえていると言われるものの、年齢とともに感染者が増加します。この検診を受け、ピロリ菌の感染が明らかになった方は除菌治療を受けていただくことで胃がんの予防になります。そして胃がん発生の危険リスク度が高い方は定期的な胃カメラ検査を受けることで、胃がんの早期発見につながります。

このことから、従来の胃がん検診に加え、胃がんリスク検診を導入することは胃がん予防と胃

がんの早期発見につながると考えますので、胃がんリスク検診についての当局の見解をお尋ねします。あわせて、高浜市における胃がん患者数、死亡者数と市が実施されていますがん検診の受診率をお聞きします。

次に、女性特有のがんについてお聞きします。

国立がん研究センターと国立成育医療研究センターは、14歳以下の小児と15歳から39歳の思春期、若年成人を指すAYA世代のがん患者に関する報告書が発表されました。これはがん診断の拠点病院など全国844施設を対象にした調査結果で、がん患者の情報をデータベース化して治療などに活用する全国がん登録が始まった平成28年から2年間のデータを詳細に分析したものです。

とりわけ重く受けとめるべきは、AYA世代のがん患者7万6,822人のうち女性が75.9%を占めているという実態です。年代別に見ますと、19歳以下は女性は5割、20歳から24歳で6割を超え、25歳以降は8割前後となっています。がん患者全体では男性が半数を超えている状況と比べると、女性のがんが多いことはAYA世代特有の傾向と言えます。

具体的には、20歳以降の女性の子宮頸がん、乳がんがふえています。この要因として、食生活の欧米化などの生活習慣やライフスタイルの変化が挙げられています。子宮頸がんについては、市が行う子宮頸がん検診を20歳以上の女性は2年に1回受診することで、がんになる前の前がん病変を発見することができます。そして、この前がん病変は部分切除が可能であり、完治すると言われています。

加えてこの十数年、子宮頸がんの罹患数に匹敵するほど急増しているのが子宮体がんです。5年生存率は全ステージで82.1%と治りやすいがんと言えます。やはり子宮頸がんと同じく早期発見が大切です。乳がんについては、生涯のうちに乳がんになる日本人女性は11人に1人と言われています。厚生労働省の調査によると、乳がんで亡くなった女性は平成29年には1万4,000人に達しています。市の乳がん検診では、乳房を直接エックス線で撮影をする検査であるマンモグラフィ検査を実施されていますが、この乳がん検診や子宮頸がん検診は、痛い、恥ずかしいの理由で検診されない方がいらっしやるとお聞きします。

そして、次に大切なのは、15歳から39歳のAYA世代の方が子宮がんや乳がんにかかった場合のきめ細かい支援です。AYA世代の方は進学や就職、結婚、出産といった人生の大きな節目を迎える中でがんを発症するため、精神的なサポートはもちろんですが、学業や仕事、家庭生活と治療との両立など、一人一人の事情に寄り添う姿勢がより必要になります。また、AYA世代の方は40歳以上の大人のがん患者に比べ患者数が少ないことから、対応のおくれも指摘されています。

また、抗がん剤治療の副作用で大切な髪の毛が抜ける場合もあり、その場合は、単に外見の変化に対する悩みだけでなく、精神的な落ち込みも女性の場合は特に深刻です。治療などで脱毛した場合は、医療用ウィッグや帽子を着用することがありますが、運転免許証の写真を撮影すると

きに、医療用ウィッグの着用が認められる一方で、帽子は認められないことがありました。医療用帽子は、がん患者にとってはウィッグと同じく日常生活で外すことは難しいものです。

医療の進歩によりがんの生存率は改善し、仕事をしながら通院治療をする方がふえています。それだけに治療前と変化した容姿が気になり、社会との交流を避けたり離職を余儀なくされる方もいらっしゃると思います。がん患者が自分らしい生活の質を保ちながら過ごす支援として、外見の変化を補完することで、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するアピアランスケアの重要性は高まっています。

名古屋市では、平成31年4月から医療用ウィッグ購入費用の助成事業を実施しています。岐阜県では、令和元年6月から同じく助成事業を開始しています。女性特有のがんである本市における乳がん検診及び子宮頸がん検診はどのくらいの方が受けてみえるのか、そして女性特有のがんに対する対策を今後どう進めていくのか、当局のお考えをお聞きします。また、がん患者の方の身体的、精神的な負担や社会生活上の不安を和らげるための医療用ウィッグ購入費用の助成について、当局の見解をお尋ねします。

次に、糖尿病性腎症重症化予防についてお聞きします。

高齢化が進む中で、生活習慣と社会環境の変化に伴う糖尿病患者数の増加が課題となっています。糖尿病は治療せずに放置すると、網膜症、狭心症、脳梗塞、神経障害などの合併症を引き起こします。その中で、糖尿病性腎症は進行すると腎不全を起こし、人工透析が必要な状態となります。人工透析治療は御本人への心身の負担も大きいことに加え、社会全体の医療費への影響も大きいと言われています。日本の医療費のうち糖尿病による医療費は約1.2兆円、全体の4.4%を占めています。また、新規人工透析導入患者は、世界主要国の中では日本が最も多く、約3万1,000人となっており、このうち原疾患が糖尿病性腎症である方が43.7%となっています。

こうした状態に対し、医療保険者における重症化予防の取り組みの質を高めることで被保険者の健康保持と増進を図り、さらなる医療費適正化につなげるために、国は、ことし4月25日に糖尿病性腎症重症化予防プログラムを改定しています。また、県においても、国民健康保険の保険者である市町村が実施する糖尿病性腎症重症化予防の取り組みを推進していくため、愛知県医師会、愛知県糖尿病対策推進会議、愛知県の3者の合意のもとに、愛知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定しています。

この予防プログラムは糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者と治療中断者に対し、受診勧奨と適切な保健指導を行うことにより治療に結びつけるとともに、糖尿病で治療中の患者のうち、腎症が重症化するリスクの高い通院患者に対し、医療保険者が医療機関と連携して保健指導を行い、腎不全、人工透析への移行を防止することを目的としています。

市におかれましては、平成30年3月に第2期高浜市国民健康保険データヘルス計画を策定し、保健事業を実施し、この糖尿病性腎症重症化予防に取り組まれています。市の取り組みについて

てお聞きします。加えて、高浜市の糖尿病患者数、人工透析患者数とその費用についてもお聞きします。

以上3点についてお聞きします。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、今原ゆかり議員の1、保健行政について、（1）胃がんリスク検診の導入についてお答えします。

初めに、がん対策については、国において総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30年3月に第3期がん対策推進基本計画が策定されました。この基本計画は、第2期において国民全体のがん死亡率の低下といった一定の効果が得られているものの、目標の1つであるがんの75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少については未達成となっており、原因として、がん検診受診率の目標値を達成できなかったことを挙げています。

また、がんの患者数については増加傾向にあり、国立がん研究センターの平成28年罹患数・率報告によると、全国のがん罹患数は99万5,131人で、このうち部位別では、大腸がんが15.9%と一番高く、胃がん13.5%、肺がん12.6%の順となっています。高浜市のがん罹患数は公表されていませんが、愛知県の平成25年にがんの診断を受けた方は4万3,444人となっています。

次に、本市のがんの状況とがん検診についてお答えします。

がんの状況については、平成29年の死亡総数は376人、死因のうち第1位は悪性新生物で、121人の方ががんで亡くなられています。がんの部位別では、肺がんが22人と一番多く、次に胃がん18人となっています。また、がん検診の受診率については、平成29年度は肺がん62.2%、大腸がん45.5%、子宮がん14.5%、乳がん22.1%、胃がん23.7%となっています。

胃がん検診の受診率については、県全体の胃がん検診の受診率16.5%に比べると高くなっていますが、肺がん、大腸がんの受診率ほどは高くありません。これは、他のがん検診に比べると検査前後の準備が必要であることや、検査当日の受検者の状況によっては時間がかかることも原因の1つであると考えています。

本市のがん検診については、集団検診ではなく個別検診で実施をしていますので、かかりつけ医から説明を受け、かかりつけ医に行っていただける環境となっています。また、今年度からはがん検診の案内通知に、国が示す検診チェックリストに基づく説明文を加え、受診率の向上に努めているところであります。

次に、ピロリ菌についてお答えします。

平成29年6月5日、厚生労働省が実施するがん検診のあり方に関する検討会では、ヘリコバクター・ピロリ除菌の保険適用による胃がん減少効果の検証について検討が行われております。議員御質問のとおり、ピロリ菌が胃に存在すると、何らかの誘因が加わることで胃粘膜が萎縮し、萎縮性胃炎の状態の後、がん化すると言われていますが、萎縮性胃炎を経由して胃がんが発生す

るため、除菌だけで胃がんを予防できるとは言えません。しかし、平成12年に胃・十二指腸潰瘍に対するピロリ菌の除菌が保険適用された後、平成23年には胃がんの発症数が減少を示しており、ピロリ菌の除菌は1次予防の効果の可能性があることが話し合われましたが、結論には至りませんでした。今後はさらに検証が進む中で、ピロリ菌と胃がんの発症数の減少との関係が明らかになるものと考えています。

次に、がん検診の実施についてお答えします。

市が実施する胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの5つのがん検診は、国が示すがん予防重点教育及びがん検診実施のための指針により実施し、それぞれのがん検診については、がん検診有効性評価ガイドラインに沿っています。このガイドラインの胃がん検診の検査方法については、ピロリ菌検査は含まれず、ペプシノゲン検査は個人の判断に基づく受診を妨げない検査としているものの、がん検診としては推奨まではしていません。

また、このガイドラインが示す胃がん検診は、市が行う胃がん検診の検査方法である胃エックス線検査と内視鏡検査となっていますので、今後も胃がん検診はこの2つの検査のいずれかで実施することとなります。検診でのピロリ菌検査を希望される方については、市が行う総合健診を受けていただきますと、検査の1項目としてピロリ菌検査を他の血液検査とセットで行っています。また、胃の不快感などの症状がある場合には、かかりつけ医を受診していただき、ピロリ菌検査と除菌治療について相談していただくことが胃がんを未然に防ぐことになると考えております。

次に、(2) 女性特有のがんについてお答えします。

国は、第3期がん対策推進基本計画の中で、分野別施策として、小児がん、AYA世代のがん対策を掲げています。がんは小児及びAYA世代の病死の主な原因の1つですが、多種多様ながん種を多く含むこと、成長発達の過程においても、乳幼児期から小児期、活動性の高い思春期、若年成人世代といった特徴あるライフステージで発症することから、これらの世代のがん患者は成人のがんとは異なる対策が求められることとしています。

国の計画策定後、県は第3期愛知県がん対策推進計画を策定し、AYA世代のがん対策については、年代によって状況が異なるAYA世代のがん患者に対し、状況に応じた支援ができるよう診療体制を初め相談支援や情報提供等に取り組むことを打ち出しています。現在、県内には質の高いがん医療が受けられるがん診療連携拠点病院とがん診療拠点病院が26カ所あり、この病院にはがん相談支援センターが設置されています。西三河南部西医療圏では、刈谷豊田総合病院、安城更生病院の2カ所があり、加えて安城更生病院は、AYA世代におけるがん患者の方の悩みについての対応をされてみえます。

がん患者の多くは学校や仕事、家庭生活などがありながら治療を行う方も多く、一人一人の状況が異なるため、その方の状況に合わせ、寄り添うことが必要です。また、治療により生活の制

限がされたり、治療の副作用による心身への負担や大切な髪の毛が抜ける場合もあります。こうしたがん患者の方の喪失感への心の支援の必要性から、外見へのケアである医療用ウィッグの購入費用の助成を行う自治体がふえています。県が実施主体として行っているのは秋田県、山形県、福井県、岐阜県、鳥取県、島根県、山口県などがあります。愛知県では、政令市の名古屋市が実施しています。

県単位での実施が多く、本市としましては、まずはがん患者の方が自分らしく生活できるよう、心の支援として臨床心理士や保健師による相談支援を行い、がん相談センターと連携し寄り添う支援を行っていきたいと考えています。また、アピアランスケア支援については、必要とされている方の現状把握から進めていきたいと考えています。

次に、女性特有のがん対策については、AYA世代のがん患者は75.9%を女性が占めており、この理由の1つに、20歳から39歳の子宮頸がんの増加があります。また、20歳以降の女性に子宮頸がんや乳がんが急増する傾向があることも指摘をされており、女性特有のがん検診を20歳からの若い世代に受診していただくことも必要です。一方で、本市における女性特有のがん検診の受診率は、乳がん検診の受診率は22.1%、受診者数は1,400人、県の受診率は13.3%、子宮頸がん検診は14.5%、受診者は1,200人、県の受診率は15.1%と、乳がん検診は県より高くなっていますが、国が目指す受診率50%と比較すれば下回っています。

また、女性特有のがん検診推進事業として、毎年、乳がん検診は40歳の女性、子宮頸がん検診は20歳の女性にそれぞれ無料で検診が受診できる無料クーポン券と検診の説明書としてのがん検診手帳を個別通知し、若い世代のがん検診の受診率向上を目指していますが、平成30年度の対象者の受診率は、乳がん検診21.7%、子宮頸がん検診7.9%となっています。

議員がおっしゃるように、この乳がん検診や子宮頸がん検診は痛い、恥ずかしいといった検診を受けるときの心理的な負担もありますが、それ以上に検診を受けることを理解していただくために、今後は案内文を見直し、啓発に努めてまいります。

次に、（3）糖尿病性腎症重症化予防についてお答えします。

厚生労働省の平成26年患者調査によると、糖尿病患者数は全国で316万6,000人、愛知県では13万9,000人と推計され、人口10万人当たりの患者数では、全国平均2,491人に対し愛知県は1,865人と推計されています。本市における糖尿病患者数は国民健康保険加入者の平成29年3月診療分では964人、人工透析患者数は平成29年は16人、このうち新規透析患者数は3人となっています。この16人を世代別に見てみると、40歳未満が4人、40代2人、50代6人、60代2人、70代2人となっています。また、平成28年度の糖尿病の医療費は1億6,453万円となっています。厚生労働省はこの糖尿病性腎症重症化予防対策として、呉市など先行的な取り組みを全国に広げるため、国レベルでの支援の観点から、平成28年3月24日に日本医師会、日本糖尿病対策推進会議、厚生労働省の3者が連携協定を締結し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定しています。また、

平成31年4月25日には、同プログラムを改定しています。

このプログラムの基本は、重症化リスクの高い医療機関未受診者及び治療中断者に対する受診勧奨と保健指導を行い、治療につなげるとともに、通院患者のうち重症化リスクの高い者に対し、主治医の判断で対象者を選定し保健指導を行い、人工透析への移行対策を防止するものです。本市の糖尿病重症化予防事業もこの糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき実施をしており、具体的には、特定健診受診者のうち糖尿病に該当する方を腎臓の機能を4つのレベルに分け、そのうち糖尿病の治療が必要な方と治療を中断されている方に受診勧奨を行っています。

加えて、保険者である高浜市に請求される診療報酬や治療情報から、糖尿病に対する医療機関での治療や専門的な保健指導が必要であるにもかかわらず、未受診の方と治療を中断している方を選び、保健師が家庭訪問を行い、主治医による診察につなげています。平成30年度の対象者は8人、そのうち3人の方が医療機関での受診につながりました。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 13番、今原ゆかり議員。

○13番（今原ゆかり） 大変にありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

ピロリ菌検査については、以前の答弁で、総合健診の受診のオプション検査として実施され、自己負担額は2,940円であると回答されています。先ほど、ピロリ菌検査については、総合健診で検査の1項目として実施されているとのことですが、オプション検査ではなくなったのでしょうか。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 以前は、ピロリ菌検査については総合健診のオプション検査として希望者に行い、その費用については、検査を受ける方に御負担いただいております。しかし、ピロリ菌の感染については、一度ピロリ菌検査を受けて、陰性の場合、その後、陽性になることはまれであり、加えて陽性者が除菌に成功した場合に、再度感染することも極めてまれです。初回に一度実施すれば足りることから、現在では自己負担をいただくことなく、実施しております。

○議長（北川広人） 13番、今原ゆかり議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

現在は市の総合健診でピロリ菌検査が追加費用なく検査できるということですね。ピロリ菌の感染の有無を知り、その後、適切な精密検査や治療を受けることは、胃がんを未然に防ぎ、また胃がんの早期発見にもつながります。今後も市民がこの検査を受けやすい環境づくりに努めていただきますようお願いいたします。

次に、もう一点お聞きします。

医療用ウィッグ購入費用の助成については、県単位での実施が多いということですが、身近なところで、岐阜県と名古屋市の助成内容を教えてください。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 岐阜県ではことし6月からがん患者の治療と就労、社会参加などとの両立を支援し、療養生活の質の向上を図るために、がん患者への医療用ウィッグの購入費用に対する助成を始められています。助成対象はがん患者が着用するウィッグとウィッグ着用時に皮膚保護するためのネットの購入費用で、費用の5割、1万円を上限としています。名古屋市では、ことし4月からこの助成を開始され、助成額は費用の3割、3万円を上限としています。

○議長（北川広人） 13番、今原ゆかり議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

がん患者の方が自分らしく生活できる支援として、臨床心理士や保健師の相談支援を行い、がん相談センターと連携し、寄り添う支援を行っていただけるとのことですが、アピアランスケアへの支援についても現状把握に努めていただき、前向きに検討いただきたいと思います。

平成28年にがん対策基本法が改正され、がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者がその置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず福祉的支援、教育的支援、その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られることという条文が加えられました。

医療の進歩によりがんの生存率は改善し、仕事をしながら通院する方がふえています。がんになっても、自分らしく生きることのできる地域社会の実現が望まれます。ぜひこの実現に向けてこれからも御尽力いただきますようお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（北川広人） 本日はこれをもって一般質問を打ち切ります。

あすは、引き続き午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。長時間御協力ありがとうございました。

午後4時18分散会